

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月18日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成20年 3月18日 火曜日
開 会 午前10時02分
散 会 午後 3時37分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第16号議案 沖縄県中小企業の振興に関する条例
- 2 乙第21号議案 土地の処分について
- 3 請願平成17年第1号、請願平成19年第1号、陳情平成16年第110号の2、同第145号、陳情平成17年第4号、同第8号、同第62号、同第90号、同第93号、同第119号の2、同第130号、同第163号、同第166号、同第171号の2、陳情平成18年第78号、同第83号、同第97号、同第109号、同第112号、陳情平成19年第15号、同第56号、同第66号、同第69号の2、同第97号、同第98号、同第104号、同第106号、同第108号、同第111号の2、同第115号、同第157号、同第161号、陳情第26号の2、第29号及び第31号
- 4 閉会中継続審査（調査）について
- 5 全国会員大会の沖縄開催に関する要請決議の提出について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長 砂 川 佳 一 君
副 委 員 長 當 山 眞 市 君
委 員 佐 喜 真 淳 君

委	員	嶺	井	光	君
委	員	岸	本	恵	光
委	員	當	山	弘	君
委	員	当	銘	勝	雄
委	員	喜	納	昌	春
委	員	外	間	久	子
委	員	吉	田	勝	廣
委	員	玉	城	義	和

委員外議員 なし

欠席委員

新垣哲司君

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	護	得	久	友	子	君
農	漁	村	基	盤	統	括	監	大	浜	逸	也
農	林	水	産	企	画	課	長	具	志	保	豊
糖	業	農	産	課	長	赤	嶺			勉	君
畜		産	課	長	砂	川	正	幸	君		
農	地	水	利	課	長	知	念	武	君		
水		産	課	長	金	城	明	律	君		
警	察	本	部	生	活	保	安	課	長	大	城
観	光	商	工	部	長	仲	田	秀	光	君	
産	業	政	策	課	長	平	良	敏	昭	君	
企	業	立	地	推	進	課	長	上	原	俊	次
交	流	推	進	課	長	大	城	眞	幸	君	

○砂川佳一委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第16号議案、乙第21号議案、請願平成17年第1号外1件、陳情平成16年第110号の2外33件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第16号議案沖縄県中小企業の振興に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 お手元の議案書平成20年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の50ページをお開きください。

乙第16号議案沖縄県中小企業の振興に関する条例について、御説明いたします。

この議案は中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、中小企業の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び施策の策定過程に関する手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにする必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

以上が、乙第16号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○砂川佳一委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當山弘委員。

○當山弘委員 中小企業の支援法があって、それから中小企業の基本法がありますね。それをもって要するに今の条例を制定するんですけども、こんなに年月が離れていますでしょう。何でこの時期になって、それを出したんだろうと。それをちょっと説明していただきたいのですが。

○仲田秀光観光商工部長 中小企業基本法、これは昭和38年に制定されたんですけれども、そのころの趣旨は地方公共団体は国の中小企業施策の執行機関として位置づけられておりました。その後、平成9年に地方分権一括法、この施行によって中小企業施策については地方公共団体の地方自治事務と整理されました。さらに平成11年に多様で活力ある中小企業を支援する趣旨で抜本改正されました。先ほどの中小企業基本法によってです。地方公共団体は中小企業施策をみずから策定し、実施する責務を有すると整理されております。その後、三位一体の改革によって、平成18年から税源移譲がなされ、都道府県が中小企業施策を独自に実施する実質的な環境が整えられたということから、今回中小企業振興に関する条例の提案に至った次第であります。

○當山弘委員 今の観光商工部長の説明については十分理解できていますが、三位一体の改革以降、国の動き、今の労働環境、どこまで苦しくなっているのか、これもはっきりしていますよね。今の沖縄県中小企業の振興に関する条例の制定の中に労働環境があんなに苦しくなっているというものを中小企業の今の条例の中で、もっと明確に、要するに住民側の立場に立ってやらないと一企業のためのという話をやっていたら県全体としての動きは大変なんですよ。そこで今、基本理念の中に実際に見えますよね。新たな産業を創出する、それから就業機会を増大させたいと、こういったものは見え見えにわかるんです。これは十分理解できるんです。一番大事なのはここの表現で、県民生活の利便性を向上させますという、これは県民側の立場に立って、県民の生活レベルを高めるとというのが基本理念の中にあるはずなのです。これをもう少し明確にやっていかないと、この基本的な理念をしっかりと押さえていただきたいのですが、それについてちょっと意見をお聞きしたいと思います。

○仲田秀光観光商工部長 県民生活の向上という理念は基本的に踏まえまして、具体的には中小企業の施策を推進して行って、ひいては県民生活の福祉の向上と、そういうふうにつなげていきたいと考えております。

○當山弘委員 そこでもう少し細かく具体的に聞くんですけれども、逆に先ほど三位一体の改革論争で非常に厳しくなっているという状況の中で、観光商工部長が知っておられるように、今の状態で非常勤化しているのがどこまでいっているのと。中小企業だけの話、条例の中でも本当に非常勤化している。県でも各市町村でも本当に恐ろしいぐらいまでいっていますよね。それでこれを自分たちがこの条例を制定する基本理念をしっかりと踏まえて、これからの動きを

どうするのかという、これを聞きたいのですよ。どうですか。

○仲田秀光観光商工部長 中小企業の施策を推進する立場でありますので、それを経営という立場からその労働環境、労働政策、労働者に対するもの、それから経営企業体そのものの経営理念もあると思いますので、その辺の対応をこの沖縄県中小企業の振興に関する条例で、中小企業者の意見を聞きながら施策に反映していきたいと考えております。

○當山弘委員 私が申し上げていることをしっかり押さえていただきたいというのは労働環境が本当に苦しいのですよと。実際に県民の生活レベルをしっかりと高めていくというのが基本でありますから、これの中に中小企業の基本理念の中にもはっきり出てくるんですが、もう少し明確に自分たちのいろんな法制度をしっかりとつくっていかないと、今の国政の動きはもう一方通行。経済論は確かにわかるんですよ。経済論だけしかしていないのです。産業論をしっかりとしていないのですよ。人間が生きる産業論をもう少ししろと言っているのです、私が訴えているのは。人間が生きるものを大事にしようよと、ここら辺を今の条例の中で、昭和38年以降こんなしてできているのですけれども、この条例を制定するのは私は異論はないのですが、もう少し県も私が申し上げているものを理解していただいて、住民側の立場に立って、そして企業、労働者をしっかりとやっていただいて、頑張ってください、結果として企業をしっかりとよい企業にしていくという。基礎になるべきものをしっかりと踏まえて、もう少し議論もして、いろんな方法論をやっていただきたいということで、これで終わります。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 観光商工部長、この条例について、第11条には産学行政の連携の確保、第13条にはその市町村との連携強化と言いますかね、こういうことがうたわれているわけですが、この2点について1つずつ聞きたいのですが、やはり県がその条例をつくって実行性をあらしめる、さらには効果的に推進するためには今の産学連携というのは大事だと思うのです。それについてのどのような方策を今講じようとしているのか、そこら辺を説明してもらえますか。

○仲田秀光観光商工部長 産学ということで、いわゆるその研究分野、大学とかの研究機関ですね。そこの事業化できるようなものを具体的に企業に結びつけるということでの連携、まずそれが基本的に産業を創業するとか、新分野に中小企業を進出させる、そういったきっかけにもなるので、まずはその産学連携が1つあります。まずはそういった分野から入っていくということでございます。

○当銘勝雄委員 その産学という場合に具体的にはこういった仕組みを考えているのですか。

○仲田秀光観光商工部長 既にスタートしているところではございますけれども、例えば大学が国立大学が独立行政法人になって社会貢献というふうな新たな役目も規定されたということで、大学の研究分野と、それから県が直接ではないんですけれども、財団法人沖縄県産業振興公社等と連携して新たなTLOという会社をつくったり、そういった仕組みを既に立ち上げております。また、その機関が具体的にこういった事業機会があるのかということで、県内の中小企業者と連携を取りながら新事業、新分野に進出できる場所はないのかということで事業を進めております。

○当銘勝雄委員 沖縄県の中小企業はやはりものづくりをどんどん進める必要があるということを言われているわけですよ。今、財団法人沖縄県産業振興公社の話も出てきましたが、確か財団法人沖縄県産業振興公社では特許とか、これの登録というか、システム化をやったと思うのですが、ところが今特許を取られたものの、眠っているものがあるわけですよ、全国的にも。もちろん沖縄県の人が取った特許の中にも眠っているものがある。そういった仕組みというのですか、これはできたのですか。

○仲田秀光観光商工部長 沖縄県工業技術センターで知的財産を運用するためのシステムをつくってございます。

○当銘勝雄委員 沖縄県工業技術センターでもよいわけですが、財団法人沖縄県産業振興公社でもそれをやっているようなことを聞いたので、もう少し調べてください。まあ、後でよいですよ。要するに基本的にこういうものをきちっと活用してくださいという意味ですからね。新聞等でもいつかあったのですが、ものすごく特許というのは我が国はどんどん特許申請というものはやりますよ

ね。ところがほとんど利用されないというのが実態なんですよ。要するにこれをそういう条例もできるのであれば、そういうものをまた予算措置をして、そこら辺を整備して、県民あるいは企業にその情報を提供する、こういうような仕事も大事じゃないかなと思うのです。例えば私のところにも沖縄県出身の方が持っている特許、これをあなたが紹介してくれないかという話もあったりしてね。ところが私自身もその中身がわかるわけじゃないですからね、紹介はしましょうということになるのですが、これを公的に公的機関でやっていくということは企業が新しい企業をつくっていくとか、あるいは現在持っている企業をさらに特化して伸ばしていくという、こういうことが非常によくなると思うのです。それをひとつ進めてもらいたいと。

それからさっき言った沖縄県中小企業の振興に関する条例第13条、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じて情報提供やその技術的助言、そういったことを行うということですが、これは具体的には実際にそこで何をどうしようとしているのか、そこら辺をひとつ説明してもらえますか。

○仲田秀光観光商工部長 市町村とは対等な地方公共団体でありますので、市町村がどういった施策を望んでいるのか。それと県が進めている各種計画、それとどう連携がとれるかということで、例えば振興地域を指定するときとか、そういったことの調整を進めると。市町村がどの産業を生かす、目標としているということで、県にその連携の相談というのですか、調整があればそこを進めていくということで、そういう意味で連携を進めていくという考えを持っております。

○当銘勝雄委員 もちろんまだ具体的にどうしよう、こうしようというところまでは至ってないのかもしれないですが、これは非常に大事なことだと僕は思いますので、県下市町村の皆さんときちっとした連携をしながら密にしていかないと、ただ県が条例をつくっても絵にかいたもちにしかならないと。要は市町村とどういうふうに連携をするのかというのが私は大事だと思いますので、それをぜひ取り組んでもらいたいということで、この条例ができた後も追っかけてまたいろいろと見ていきますので、ひとつよろしくお願いします。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。

當山眞市委員。

○**當山眞市委員** 県内の中小企業者と言われる数字ですね、まずそれからちょっと。

○**仲田秀光観光商工部長** 県内の企業数でございますけれども、中小企業者数は2004年に調査されております事業所・企業統計調査によりますと、5万4175社でございます。

○**當山眞市委員** これはその後の調査、2004年ですか。ちょっと古いような感じがする。その後の調査はないのですか。

○**平良敏昭産業振興課長** この事業所・企業統計は5年に1回という形になっておりまして、今観光商工部長が答弁した5万4175社の中小企業というのは個人事業者も全部含めての数字でございます。全体では5万4241社の企業が沖縄県にはありまして、そのうちの5万4175社が中小企業に該当すると。それでこれは企業ベースですので、事業者ベースで言うと、事業所7万4000事業所ぐらい確かあったかと思えます。一企業で二、三カ所に事業所等もありますので、そういう数字になります。

○**當山眞市委員** 県内の事業所というのは99%以上が中小零細企業というふうなことで前から言われておりまして、今大変厳しい状況の中で、先ほどから議論されておりますように、事業が行われているというふうな状況なんですけれども、この沖縄県中小企業の振興に関する条例というふうなものが中小企業の事業をやっている方々の中にいかに浸透しているのか。こういうものがあるんだよということを知っている業者は何%ぐらいいると思っておりますか。

○**仲田秀光観光商工部長** 条例については全国的にはまだ都道府県で条例をこれからと言うか、都道府県で10数件以内の条例制定で、本県が今回提案しているわけでございますので、それを制定、条例が施行された暁には各市町村、それから団体にその説明、条例の内容の周知徹底を図るために県としてはそれぞれの団体、市町村にこの説明をしていきたいと考えております。

○**當山眞市委員** 中小企業に関する法令というのは歴史は古いわけですがけれども、実際にこの法律はそういう形で今からやられていくわけですがけれども、従来からあるような中小企業を支援していこうという形の法律がどうもこの中小企業の方々にうまく理解されていないし、こういうのがありますよという内容

の徹底がないような感じがします。例えば沖縄県中小企業団体中央会が今いろいろありますけれども、あの中で加入している方々についてはその支援事業としてこういうものがありますよとかがあるわけです。これはその全体の中の5分の1ぐらいですかね、数字としてはね。そういう方々は中小企業を支援していく—いろいろな新製品の開発とか、そういう事業がありますということがわかるのです。ところがそれ以外にそれに加入していない方々は中小企業が支援される法律というのはどういう形で、どういう支援策があるのかというのほとんどわかっていない。だから今のその県内の厳しい中小企業の状況を見たときにもっと下部のほうまでそれをおろして行って、いろんな支援策があるわけですから、それが徹底できるような形の下部の中小企業が救われるような、そういう教宣活動みたいなものをこれからやっていくべきだと思えるのですよね。これは県の知事はどうしなければいけないとかがあるわけですから、産学官の支援とか、そういうものもあるわけですから、市町村との連携もとるようになっているわけですから、その辺を徹底してやっていかないといけないと思うのですが、その辺はこれからの取り組みをどういうふうにやっていくのですか。

○仲田秀光観光商工部長 中小企業施策の周知徹底については、県内各市町村に商工会、商工会議所等が支援して設置されておりますので、そういった団体を通じてきめ細かく周知徹底を図っていく。それから組合員については沖縄県中小企業団体中央会を通じて今県の施策を説明と言うか、制度の周知徹底を図っていますので、それが十分でないところについてはさらにそれを徹底していきたいと考えております。

○當山眞市委員 徹底してやっていただきたいのですが、沖縄県の経済の自立のためにはやっぱりこの中小企業が生き延びてこなければ達成できないと思うのですよね。そういう意味では大事な仕事でありますので、全体に行き渡るような教宣活動、これをぜひひとつやっていただきたいと思います。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず、先ほども當山委員から出ていましたが、この中小企業基本法と中小企業支援法ができたのが昭和38年。1963年、ちょうど日本の高度成長のころ。例えばそれとの関連で、全国でこういう中小企業の振興に関する条例があるのはどれくらいの都道府県ですか。

○仲田秀光観光商工部長 現在、7都道府県が制定されていると聞いております。

○玉城義和委員 そうすると、必ずしもこの中小企業振興の基本条例とこの基本法とか、支援法とかいうのは必ずしも関連があるわけではないわけですね。

○仲田秀光観光商工部長 これは各地方公共団体でそれぞれの施策に応じて制定するなり、既存の制度の中で進めるなりと判断されていると思います。

○玉城義和委員 中小企業支援法などでこの法律の条文などが沖縄県中小企業の振興に関する条例に引用されているものですから、先ほどもありましたが、昭和38年と今日までの時間のタイムラグと言うか、それがあってその辺は前からこういう条例というのは、要請は県議会でも何度かあったと思いますが、要するにおくれているのですか、それともそうではないのですか。他の施策でやってきて、たまたまこれで行けると言うのか。要するに普通に見ればこの法律の関係がかなり強いのでね、基本方針としても強いので、普通から見ればもう少し早くつくる必要があったんじゃないかと思うのですが、その辺のところはどうなのですか。

○仲田秀光観光商工部長 国の大きな施策の中で都道府県、地方公共団体はその執行機関的な位置づけがあって進められてきておりましたので、特に施策を都道府県で条例化しなくても施策としては十分に浸透していたということなんですけれども、ただそういった地方分権でそれぞれで中小企業施策を独自に自主的に進められる体制が整えられたということで、都道府県によっては具体的に条例を定めて、その基本理念と言うのですか、そういう考え方を条例化して、明文化したというのが現状でございます。

○玉城義和委員 例えばその中小企業支援法の第4条第1項にあるようにその支援計画をつくって、通商産業大臣か、今は何と言うんだらう、そこに出さなきゃならないと書いていますよね。その辺のところはそのことによって特にメリットがあるとか、法的な支援が受けられるとか、そういうことはあるわけですか。あったわけですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは直接の支援というよりもそれぞれの都道府県

はその支援計画をつくって、国に報告するというシステムがとられておりました。ただ、今回はその制定するときの手続をこの条例の中で明文化して、県民、中小企業団体とか中小企業者の意見を聞いて、県としてはその計画をスライドすると。それで国に報告するという流れをつくったということでございます。

○玉城義和委員 そうすると、実際にこの条例が制定された前と後では何が変わってくるのですか。

○仲田秀光観光商工部長 これまでは国への報告ということで、県が執行機関として内部で知事決裁でそのまま送ることができたんですけども、その知事が計画をつくる前に中小企業の意見を十分聞いて、それを計画に反映させて計画をつくろうというふうな位置づけをやったところでございます。

○玉城義和委員 県の自己縛りと言うか、それが強くなったと。要するにその計画についての責任制がより重くなったと、こういうことですか。

○仲田秀光観光商工部長 はい、そのように理解してよろしいと思います。

○玉城義和委員 それじゃあもう少し具体的に幾つか聞きたいのですが、まず沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条ですね。この基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講じるものとする。これは少し革新、創業、経営基盤、資金調達、適応の円滑化と、こういったものが幾つかありますけれども、ちょっとそれを簡単に説明していただけますか、この中身ですね。

○仲田秀光観光商工部長 まず、中小企業の経営の革新ということにつきましては具体的には新商品の開発に必要な研究開発とか、新たな設備の導入に関する支援とか、販路開拓に資するイベントの支援、そういったものを支援していくということでございます。それから中小企業の創業の促進ということにつきましては具体的には販売しようとする商品自体の品質の向上とか、市場の動向、それから競合の存在等の情報を提供すると。それから具体的に促進する施策としてはそのビジネスプランの発掘とか、事業化に向けた人的なサポート、そういったものを支援していこうという内容でございます。経営基盤のほうにつきましては具体的には人材の育成確保を促進する施策としまして、中小企業が実施する企業内人材育成の支援とか、中小企業向けの雇用支援活用制度、活用の相談会の開催、それから生産活動に必要な機械設備の確保を支援するというこ

とにつきましては中小企業者への機械設備の貸与、設備投資に必要な資金の融資、そういったものでございます。それから資金の円滑化ということにつきましては、これまでの中小企業の資金の調達円滑化ということで、運転資金が必要な中小企業に対する一般貸し付け、県単融資制度による運転資金の調達支援、それから沖縄県信用保証協会と連携した信用保証機能の強化、そういったものが具体的な例でございます。

○玉城義和委員 できればこれは提案するときこういうところはもう少し詳しく提案をしていただけないとよくわかりませんので、これからはそういうことをお願いしたいと思います。

例えばこれはまだこれから理念的なところが出ているだけで、どういうふうなことが実際にやられるのかというのは出ていませんので、これから施行されて、具体的にやらないとわかりませんが、特に沖縄県信用保証協会などの件でもなかなか企業者の思いが届かないという声も相当出ていますし、現在も制度のあるものでもなかなかうまく回っていないというのがありますので、絵にかいたもちにならないようにひとつそこは頑張ってください。

それで沖縄県中小企業の振興に関する条例第7条ですが、私はこの条例は基本的にその中小企業の声をいかに吸い上げるのかということと、それをいかに生かすのかということ。そして、それが企業や地域に利益としてもたらされるということだと思うのですよね。そういう意味で、この沖縄県中小企業の振興に関する条例第7条、第8条というのは私は非常に重要な条文だと思いますけれども、どういうふうに関係現場の声の吸い上げていくのかという、このところがきちっとできないと私はこれはなかなか機能しないと思うのです。そういう意味では沖縄県中小企業の振興に関する条例第7条というのは非常に重要な項目だと思っていますので、具体的にその現場の声をどう吸い上げるのかということについて、お考えがあればひとつ示していただきたいと思います。

○仲田秀光観光商工部長 具体的な施策を進めるに当たって、中小企業者、それから関連団体、それと定期的な会合、少なくとも年1回、施策を次年度はどうすると、それで次年度の施策にどういったものが具体化されるのか、必要とされているのか、そういった現場、中小企業者の意見を聞いて、具体的な施策に結びつけていきたいということで、そういった団体との会議なりを持っていくと考えております。

○玉城義和委員 これは審議会をつくるということですか。

○仲田秀光観光商工部長 特に審議会ということではなくて、その意見を聞く、意見を交換する場をつくるということを考えております。

○玉城義和委員 その辺はよくわかりませんが、答弁だけではわかりませんが、既存の商工会とかの団体もあるわけですが、もう少しできれば本当は町工場とか、そういうなかなか届かないところがたくさんあるわけで、意外と組織されているほうはまだよいほうで、そうでない部分というのも非常にあって、届きにくいところもありますので、そこはきちっと吸い上げていくような、偉い人だけが集まって議論するような場ではなくて、もう一つ皮をむいて下においていくようなそういう本当にかゆいところに手が届くようなそういうところの場所をつくっていただきたいと思います。どうですか。

○仲田秀光観光商工部長 基本的にはそれぞれの団体を通じて意見を聞くというふうな体制になりますけれども、その足りない部分は我々が直接現場に足を運べるような、日程はそれぞれいろいろあるとは思うのですが、可能な限り現場に足が向くような施策、そういうものを進めたいと考えております。

○玉城義和委員 できればはがきだとか、そういうものも含めて、いろんな手段がありますから、なるべく多くの人の声を吸い上げて形にしていくということをお願いしたい。

最後にもう一点、沖縄県中小企業の振興に関する条例第8条関係でこの支援計画というのはまず法律の中にも出ているわけですが、これは例えば5年ごとの計画とか、3年ごとの計画を立てていくのか、それとも毎年なのか。ここに書いてあるのは毎年実施状況を取りまとめるとか書いてあるのですが、これでいくと沖縄県中小企業の振興に関する条例第8条、第9条ですが、要するに単年度で計画をつくっていくということですか。

○仲田秀光観光商工部長 単年度ごとに計画をつくっていくということでございます。

○玉城義和委員 実際に実を結ぶような施策をつくっていただきたいと思えます。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 この沖縄県中小企業の振興に関する条例をつくるに当たって、中小企業の意見をどのくらいお聞きになりましたか。

○平良敏昭産業政策課長 この沖縄県中小企業の振興に関する条例の制定案を策定するに当たっては、通常その条例は行政内部でいろいろ最終的にはほぼ決定の案をもってやるという仕組みで、大体こういうのが従来のやり方ですが、中小企業振興に関しては委員の皆さん方がおっしゃるようにその企業側と企業団体、県民、行政がいろいろ一体となってやらないといけませんので、当初の本当に担当案は、私以下の案の段階から団体の皆さん、例えばその陳情を提案した中小企業家同友会、あるいは中小企業団体中央会とか商工会議所とか、いろんな皆さんと意見交換をしてきました。どういう案文がよいのかですね、それともう一つは宮古・八重山地域、それから沖縄本島北部、中部、南部地域、その中小企業者の皆さんとも意見交換をしてきました。もちろんその条例はいろんな言葉の使い方等、いろいろ制約もありまして、なかなか当初の原文どおりにはなっていない部分もありますけれども、少なくとも制定過程においては皆さんの意見も十分聞いて、かなり意見交換もして、今に至った案になっているということでございます。

○吉田勝廣委員 企業でも商工業からいろんなものがありますね。特に例えば製造業に関して、どういう意見を述べているのかを聞きたいのですけれどもね。

○平良敏昭産業政策課長 特に業種別という意見ではございませんけれども、やはりその中小企業側から言うと、もう少しその前文を、沖縄県中小企業の振興に関する条例を制定するに当たっての前文をきっちりしてほしいとか、そういう総合的な意見もございました。それに関しては本条例の理念のところできちんと、特に本県自体が離島県で、なおかつまた離島のほうで中小企業、地域に密着した企業の皆さん、あるいは個人事業も含めていっぱいいらっしゃいます。そういう皆さんを今後どう地域の活性化、先ほど委員の話等いろいろありましたけれども、地域の活性化と中小企業の振興というのは非常に密接なかかわりがあるわけです。その労働環境の話も出ましたけれども、やはり地域の企業が元気にならないと労働環境もよくなりません。ですからそういう地域との関連をきちんと位置づけて、条例案にしたつもりです。今後の施策もそういう方向で取り組んでいくことになろうかと考えています。

○吉田勝廣委員 僕が聞きたいのは日本もそうでしょう、本土もそうでしょうけれども、特に沖縄県は中小企業が非常に多いと。しかもその分野で製造業が少ない。また、沖縄県の経済状況を見ると移入が多すぎて、出ていくものが少ない。だからよくざる型経済だと言われていると。そうすると、今の条例は今までも中小企業対策をまとめて一つに条例化をしたと。だからこれから本格的にやるでしょうけれども、1970年代に沖縄振興開発特別措置法ができましたよね。沖縄振興開発特別措置法というのはある意味では本土の中小企業よりもより法的にも、あるいは制度的にも優遇措置がされているわけです。それでもなおかつ沖縄県の中小企業はなぜ育成できなかつたのかと、なぜ自立できなかつたのかと。これは沖縄県の経済全体に言えるかもしれないけれども、そのところをこの条例でどうすればよいのかということ、具体的に説明しないといけないんじゃないのかなと。それでなぜ育たなかつたのかと、ここはどういうふうに分分析していらっしゃいますか。

○平良敏昭産業政策課長 吉田委員のおっしゃるとおり、ものづくりがなかなか育たないと、現在でも製造業の就労人口というのは多少減っているということでございますが、今後特に重点的にやるべきなのはやはり沖縄県の地域特性をどう生かしていくのかということ。それは離島の中小企業も含めてやっていく必要があるということで、いわゆる沖縄型産業ということになるわけですが、第3次沖縄県産業振興計画の中でもそういう今後伸びる可能性のあるものを重点的にやっていく、そのためには産学官の連携をさらに強めていくということ、そういう沖縄県の特徴を生かせるというような部分を今後重点的にやっていく。もう一つは観光ですね。あるいはIT産業、これは単に誘致の部分だけじゃなくて、地元の小さなIT産業もいっぱい育ってきていますので、そういう沖縄県の特徴を生かせるような振興をしていく必要があるのかなと考えております。

○吉田勝廣委員 中小企業が生きるためには人材とそれから政策制度、これがかみ合って中小企業は生きていける可能性があるわけです。しかし、本土と違って、沖縄県は中小企業を支える大きな企業がないですよ。だから本土ではものづくりをやって、大企業がまたそのものをもって再生していくわけです。連携というか、関係があるわけですね。しかし、沖縄県の場合は中小企業がものをつくって、じゃあそれをどこに売るのかとか、県内で消費するのか、それとも本土へ移出するのか、そういう構造を変えないといけないのです。そ

れと産業政策として人材を育成していく。それから今みたいにこの基本方針の中でいろいろ皆さん頑張ろうとしているけれども、それを確実にしていくと。そして沖縄県で育つ中小企業、これを創出しなければしょうがないと。それでどこに目標を置くのかと。本土へ持っていくのか、あるいは外国に持っていくのか、それとも沖縄県の地産地消というのか、沖縄県の中で消費するように持っていくのか。それとも500万名から600万名の観光客を誘致して、そのために持っていくのかと、この戦略的なことをしないといつまでも政策制度的な高率補助とか、沖縄県振興開発特別措置法だとか、そういうものに依存していたらこれは生きていけないんじゃないのかなと、競争社会の中ですね。その辺をどう考えるのかと私はそう思うのですよね、基本理念としても。同じことの繰り返しじゃないのかと、この40年間。

○平良敏昭産業政策課長 今後のこと、今おっしゃるような話と非常に重要なことでして、観光商工部としてはやはり沖縄県の産業振興に当たっては地域の特性を生かすということですから、農工連携、この辺も特に今後重点的に努めていかないと。これは当然地元の資源を活用する、これは地産地消にもつながるし、あるいは今後本土をマーケットに目指していく。特に今年の11月の補正で50億円の地域応援ファンドをつくりまして、地域のそういう新たな商品開発を向こう10年間支援していこうということで、そういう新たな制度、仕組みもつくりまして、財団法人沖縄県産業振興公社のほうでやっていきますけれども、こういう取り組みも今後強化していきます。あるいは県産品で香港等へも今実験的にいろいろ送り出して、何とか売れそうなものもある程度見えてきたということで、本土マーケットを重点にしながらも海外についても可能ところは積極的に取り組んでいくと。そういうことをしないとなかなか沖縄県だけでものを生産していても、その雇用の拡大あるいは県民所得の向上になかなかつながらないと。ですからいかに県外に販売していくのか、県外というのは本土、海外も含めてですね。そういうことを重点的に取り組んでいかないとなかなか厳しい状況にあると。それともう一つはやはりどうしても付加価値の高いものじゃないと、こういう小さな県ですから物流コストの問題もありますので、いかに付加価値の高いものを沖縄県でつくっていくかという取り組みを特に今後重点的にやっていく必要があると考えております。

○吉田勝廣委員 例えばこれまで金融業務特別地区があって、20名の就業者とか、従業員がいないと認めないというのがありましたね。これが10名になりましたね。これをこういうことをヤマトは考えるわけですね。これは実情

に合わないわけです、沖縄県の実情には。それを永遠と続けるからやりたくてもできない、企業が集まらないと、こういう矛盾というかな、法制度的にいわゆる総論は書いてあるけれども、実際に各論にいくとできないんだと、制約があって政令とか何かで省令とかがあって。だからそこを総点検すべきじゃないのかなというのが1つと。それから企業立地促進法ができましたよね。それでこの資料によりますと、いわゆる製造業がこの地域に、要するに大企業が地域に散らばるような仕組みをつくっているわけです。それで沖縄県はその企業立地促進法に基づいてどういう施策が求められるのか、この中小企業を含めてですね。僕がさっき言ったように本土の中小企業は大きな企業があって、そこを集約できるようなことをやっている、それで中小企業が育っていくと。しかし、残念ながら沖縄県の場合はそういう大きな企業がなくて、中小企業がなかなか育たないと、育成できないと。もちろんものづくりも大事でしょうけれども、そういう意味からすると、労働集約型の企業を誘致するためにはITも大事だけれども、製造業をどう育てるのかというときには、製造業で労働集約型の企業を誘致するためにはどうあるべきかというのは僕はいつも頭の中でかいていて、それが可能か可能じゃないのか、その辺はどうですか。それからまた、今企業立地促進法ができてから沖縄県はどう取り組んでいるのかということの2つを聞かせてください。

○上原俊次企業立地推進課長 企業立地促進法の進捗状況ということで、現在うるま市と南風原町が、これは基本的に市町村がどういう企業を誘致して、どういうまちづくりをするのかということだと思っておりますけれども、うるま市と南風原町が今事務的に、最終的には県と合同で基本計画をつくるということになります。次年度以降、次年度に協議会を立ち上げまして、具体の基本計画づくりを始めるという意味表示はしております。

○吉田勝廣委員 だから1970年代から始まった沖縄振興特別措置法等々とこれから恐らく総括していくと思いますけれども、高率補助もそれはそれなりの効果をもたらしているとは私は思います。しかしながら、やっぱり企業が育たないと。企業が育たなければ、雇用が生まれなければ将来の展望もないんだと。そういう視点から一つの物事をこれから考える必要があるのではないかなと、これが1つ。それから中小企業の政策制度はいっぱいありますよ。それをいかに活用するのかと。なぜか活用できないわけよね。そこを考えればよいと思うのです、今の過程の中では。財政基盤をどうするのか。たくさんありますよ、その中小企業の政策制度は。それを活用できないんだから、じゃあなぜ活用でき

ないのかと。財政力が弱いからですよ、沖縄県は簡単なことだからそういうことを通して、恐らくそれは中小企業の皆さんは言ったと僕は思うのですよね、活用できないんだと、担保がないと。そういうところをやっぱり踏み込んで、僕はこれからの中小企業を考えるべきじゃないかと。また、中小企業地域資源活用促進法とかもできていますよね。あるんです、たくさん。だからそれを活用したくても活用できない。なぜかということをやっぱりもう一度原点に戻って考えるべきじゃないのかなと思っています。だからこの条例が施行されて、どうもまだまだ中小企業が活性化されていないということならばどうなのかと。例えば沖縄市でも名護市でもあるでしょう、マチグラーがみんな戸が閉まっていると。なぜ戸が閉まったのかと、原因ははっきりしていますでしょう。大規模店舗が周囲にできた、それで今また大規模店舗は規制が入った、要するにこういうことですよ。だからその原因と結果を分析して、そのどこに問題点があるのかということは今一度県がよく考慮して、それを施策として生かすべきじゃないのかなといつも僕は思っています。それから労働賃金だとか労働条件だとか、パートタイム労働法とか労働者派遣法とか今いっぱいありますよね。いろいろそれを改正しようとしている。なぜニートがふえたのかとか、アルバイトがふえたのかとか、これは法の網の中でいろいろやっているわけですよ、各企業も。だからこのデータを見れば、例えばちょっとだけ言いますが、賃金の動きで5人以上の事業所で、現金給与の総額は20万円、所定内企業で。30名が24万円ぐらい、まあ差があると。それから出入りです。一般労働者及びパート労働者についての出入り、入職率が7.5%、また離職率が3%。要するに出入りが多いわけですね。これは当然だと思いますよ。だとすると、仕事というのは出入りが多ければ育たないわけでしょう、専門家がいなくなっちゃうんだから。だからそういうことも考慮に入れないと、こういう条例をつくってもなかなか生かされないんじゃないかと。政策制度は立派なものがありましたと。しかし、それを活用できていないんだと。なぜ活用できないんだと、これはもう繰り返し言いませんけれどもね。だから根本的にいろんな課題を、沖縄県はもうちょっと根本的なことを考えるべきだということです。

○仲田秀光観光商工部長 今回の沖縄県中小企業の振興に関する条例ですね。これまでの体系を一気に変えるというふうなものでもないのですけれども、地道に企業、それから中小企業者が求めているもの、それを具体的に吸い上げて施策に反映していくということでございますので、どこに原因があるのかも含めて、それは真摯に中小企業者の意見を聞いて、可能な限り施策に反映させていきたいと考えております。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 ある意味ではせつかく期待されている条例の制定ですので、沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条と第10条の件について少し質疑しておきたいと思えます。要するに沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条は第2章の基本方針にあるのですが、基本方針は重要で、結局この1条しかないのですが、いわゆる沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条の中で1から5まであるのだが、経営の革新とか、企業の創業の促進とか、経営基盤の強化とか、資金調達の円滑化とかあるのだが、これは方針に出ているのだが、実際は各中小企業の皆さんがやることですよ。やることなんだが県もある意味ではこの基本方針に出てくるのですが、どのように取り組んでいく格好になるのかな。私はこの沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条で言われていることで5項あるのだが、言っていることは5のものがむしろ新しい経営環境への対応の円滑化なんてものは、まさに企業主体じゃなくて、時代に応じてこうしないといけないということについての県の方針として考えることが、想定できたにしても、1から4については各企業家個人の努力の実態じゃないのかと思うものだから、県の基本方針の中で出てくるということの意義、意味について聞かせていただけませんか、観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 この条例はそれぞれの分野がそれぞれの責務を負ってお互いにやれることはやりましょうというのが基本でありますので、今の1から5についてはそれぞれ中小企業者がまずみずからやることであります。それを県は促進していくということで、側面的に支援して行って、その経営環境ができるような、それから創業とか経営基盤の強化を図れるようなバックアップと言うのですか、足りない部分を施策としてやっていきたいと思います。ないしは施策化すればそういった経営基盤の強化が図れるんだったらそれをやっていきたいと思いますということで、基本はもちろん中小企業者そのものがみずからやるべきことであります。

○喜納昌春委員 そのとおりだよ。だから余りつくっても、実際は主体する側の責任だから。だって資金の調達円滑化と言ったって、県がどう言ったってこれは主体の問題だから。だからそれを確認したかったんですよ。当然個々の企業の努力ということ想定して、観光商工部長、この沖縄県中小企業の振興

に関する条例第10条がわからないんだ。施策上の配慮というもの、県がつくった上で、要するに沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条第1項を見てくださいよ。何でその沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条第1項に当該施策は中小企業の経営に及ぼす影響について十分配慮し、独立した中小企業の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならないというわけだから、何を想定してこういうことが入ってくるのかなと思っているわけ。阻害することがあるのですか。縛りがあるのかなと思って、わざわざ最初に入れてあるんだ、ここの条項は全部そうなんだよ、逐次聞くけれどもね。この振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することがないようにしなければならないとなっているものだから、阻害するようなこともあるのかなと思って、わざわざ入れてあるものだから、どういうことを想定しているのかな。

○平良敏昭産業政策課長　まず、沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条との関係で沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条から説明しますと、この条例第6条では県は今喜納委員がおっしゃった1から5の基本方針に基づいて中小企業の振興に関する施策を講じるものと、県はこういう1から5の、例えば経営革新促進を図るとか、あるいは創業の促進を図るとか、こういうものを県は側面から施策をきちんと展開していきますよと、こういうことをこの中で県は方針を条例で定めていると。それで沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条はこれとは別に、いわゆる県がいろんな施策を講じる場合にその中小企業者にとって今とろうとしているこの施策がどういう影響があるのかとか、そういうものを十分検討して施策を講じるということを言っているわけで、基本理念で定めたその中小企業者の自助努力の助長を基本的に進めるとというのがこの条例の基本的な理念なわけですから、それを考慮しないで中小企業がみずからの能力を生かした自主的に努力できる部分については中小企業に努力してもらいますよと。そういう領域まで行政が踏み込んでやるべきかどうか、この辺については十分配慮していくべきであるということを言っているわけです。それとその及ぼす影響について十分配慮ということはいわゆるその当該施策が、県がとろうとする施策が中小企業に対してどういう効果があるのか。その影響とか悪影響はないのかどうか、この辺も十分検討すべきだということで、中小企業施策を講じる場合にいろんなそういう影響がないかどうかは十分検討する必要があるということをこの規定では位置づけているわけです。そういう意味で御理解いただきたいと思います。

○喜納昌春委員 その意味はわかるのよね。だから中小企業ができないような施策がまずつくれるはずがない、つくれないという思いがあるのです。沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条第2項もそうなんだよ、沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条第2項もね。結局は施策を講じるに当たっては中小企業の自由な活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮するという格好になるものだから、施策をつくってやる場合にこういうことをしないといけない施策というものがどんなものなのかということがわからないわけよね。ついでに3番も聞いておきましょうね。沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条第3項の場合もそう。沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条で、施策を皆さんは中小企業の意見も聞いてつくるんだよ。つくったものを実施する段階で、1は今言った私の疑問。沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条第2項はまさに離島に対するものでしょう。沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条第3項の場合も中小企業関係の施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえてやるべしみたいなことが書いてあるのだ。だからこんな配慮をしないといけないような施策をつくるんですかということが私は疑問があるものだから、沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条だよ。この沖縄県中小企業の振興に関する条例第10条における1、2、3の配慮事項というのかな、こんな阻害的な中小企業が困るようなことを施策としてつくるんですかという疑問があるものだからどんなものですかと聞いているのですよ。

○砂川佳一委員長 所用のため、副委員長に委員長の職務を代行させますので、よろしくをお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長が副委員長と交替する)

○當山眞市副委員長 委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくをお願いいたします。

再開いたします。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 規定でうたっているのはもちろん中小企業者振興のための条例ですので、マイナスになるということは想定しておりませんが

も、中小企業者みずからが自主的にやるというのが政策でございまして、それに必要以上に県としては踏み込めませんよという意味での規定でございまして。それから小規模につきましては中小企業の中でも特に資本力が弱いとか、労働者数も少なくて企業数も少ないという意味では、特にここは施策の中でも配慮する必要があるだろうという意味での第3項でございまして。

○喜納昌春委員 それはそういうふうに理解しておきましょうね。

それでとりわけ私見も述べておきたいと思うのですが、結局は行財政改革の中で、私は今の自公路線とは言わないけれども、日本の今の政治の流れが踏み込んでいくのはやっぱり企業の改革ですよ。言ってみれば企業の解体ですよ。中小企業の解体、私はそういうふうな方向を感じているわけよね。余りに多すぎるという為政者の、あるいは大企業中心の物の考え方からすると。それで本県に至る、今までのものからするとまさに根幹企業になるものはないけれども、中小企業が余りにも多すぎる。99%云々での産業構造の中での沖縄県ですから。しかし、どういびつであろうがそういう構造そのものが沖縄県の経済を今日まで支えてきたのですよ。もちろんこれからも生き延びて発展するかについては、極めて大変な時代ですから、大変だと思うけれども、ただその中で私は県を含めて、そういう中でどれほどの、離島もいっぱい持っているわけだから、なおかつそういう大企業中心に寡占化されていく時代の流れの中で、どのように中小企業を育成するのかというのは私たち時の県政なり、市町村の大きな課題だと思います。日本全体の経済の流れの中での流れですから。ですからそれはよくわかる。その上で、せっかく中小企業の皆さんが期待してきているので、あえてまた沖縄県中小企業の振興に関する条例第12条の中で、財政的には一ほとんど財政を確保する云々での拘束はありませんとなってくるものだから。今例えば東京都でも中小企業に対するもので石原都知事がああいうふうにして、実際は大きな壮大なチャレンジだったかもしれないけれども、だれでもわかるような格好で失敗するような初めからわかっていた論議もある。いずれにしても先ほどの吉田委員のも含めて、中小企業が発展しきれないのはやっぱり財政基盤ですよ、どう見てもね。貸し渋りを含めて、今建設業については相当厳しいらしいですよ。相当貸し渋りが先行しているらしい。だからそういう意味では財政をどう補完強化するんですかというのが中小企業の県に対する、あるいは市町村行政に対する期待、同時にまた経営者が事業を創業する場合でも当然財政の問題がネックとなると私は思うので、そういう意味では観光商工部長、この沖縄県中小企業の振興に関する条例をつくる段階で、私は中小企業の皆さんは財政的な基盤強化の上での期待が相当強かったと思うんだ。この

辺についてはあえて沖縄県中小企業の振興に関する条例の中で第12条で確保もないのです。ただ、その辺は先ほども吉田委員も言っていたので、財政の基盤強化、あるものをどう利用するのかについての思いというのかな、それを手当てしていかないとせつかくの沖縄県中小企業の振興に関する条例も生きていかないと思うのですよね。この辺の思いについての御意見を持っていますか、対策とか。

○仲田秀光観光商工部長 沖縄県中小企業の振興に関する条例第12条はいろいろな施策を推進するに当たって、最終的には県の具体的な事業となると財政上の配慮が必要ですよという、これは基本的な姿勢を示したもので、もちろんこれで幾ら確保するという額的なものは出てこなくて、トータルとしての県の財政の仕組みと、その中で決まることではあります。我々としてはそういった施策を進める上で、そういった財政的な配慮も条例担当としてはやりますよという努力規定でございます。

○當山眞市副委員長 ほかに質疑はありませんか。
外間久子委員。

○外間久子委員 沖縄県中小企業の振興に関する条例をつくるに当たっての皆さん方の基本的な考え方を聞きたいのですけれども、今県の中小企業の果たしている役割というのは県はどのように考えていらっしゃるのですか。

○仲田秀光観光商工部長 県の事業活動の大層を占めて、数的にも99.9%ということで県の経済を基本的に支えている。それから地域の雇用の場も確保していると認識しております。

○外間久子委員 私は中小企業は今おっしゃったとおり、県経済の発展の基盤と雇用の場を確保していると、またある面ではまちづくりも進めていくのも中小企業の皆さんの果たす役割だと思うのですよね。だからそういうことの中において、現在沖縄県の5万4000社以上の中小企業があるということの御報告でしたけれども、やはり今の日本における我が沖縄県においてもそうだけれども、中小企業を取り巻く今の状態というのは、大変な状況だからこそ県はこれを中小企業の皆さんを支援しようということの意味で、この条例の制定に向かったと私は思うのですけれども、そのとおりでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 先ほど説明しましたように県経済を支えているという意味では、さらに具体的な施策を推進していく上で、中小企業者のどういう事業、どういう施策、どういう部門に、より必要性が高いのかということをも十分意見が聞けるということをも基本的に進めていこうと、そういうことで中小企業施策を進めていこうという体制を整えるという意味での条例化ということもでございます。

○外間久子委員 そうであれば私は今の沖縄県の経済を大きく発展させて、県民生活の向上に大変寄与してきたということであれば、条例の目的か、でなかったら基本理念か、どこかにやはり中小企業の皆さん方の果たした役割というものも高く評価して、だけど現在の取り巻く状況は大変厳しいから、そういう意味で支えていこうというのがどこかの項目に、目的でもよいし、基本理念の中にも今の中小企業の皆さん方がやってきたことをきちっと評価をして、支援をするという1項目があってよいのではないかなと私は思うのですけれども。私は今目を通しているけれども、どこにもない。私から見たら余りない。要するに県経済を支えた中小企業を評価する項目という言葉は1つもないような気がするけれども。

○仲田秀光観光商工部長 基本理念で十分に我々としては、評価していると考えております。

○外間久子委員 私はやはり条例をつくるからには次は何年後に改正すればよいというものじゃなくて、最初からよいものをつくっていくということが私は大切だと思うので、もう一回目的と基本理念というのはもっと練り直したものがいいのではないかなと。読んでいても何かこの関係はアマトゥ関係アルサーとか、平良産業政策課長からも聞いたんですけども、いろいろこのことはここにあるんだよとかと言われてみたり、やはりそうじゃなくて目的と理念はと言ったらこういうことなのかと、こういうことでやるのかということがわかるような目的と基本理念に書きかえられないかな、もっとコンパクトによくわかるように。だったらとこれをやります、あれをやりますというふうなことが出されているけれども、ここはもっと整理できませんか。

○仲田秀光観光商工部長 この基本理念とか条文につきましても中小企業者団体等と十分意見交換しながら内容は詰めてございます。ただ表現については、また内部での条例上の文言の使い方とかということも若干ありまして、我々とし

ては表現、理念は十分にここに内容を入れてあるということで考えていますので、あとの具体的な内容の意味につきましてはそれぞれまた条例成立後に市町村、それから中小企業者によりわかりやすいような解説というのでしょうか、そういうものをつくっていきたいと考えております。

○外間久子委員 基本理念のところの最初の中小企業はというのと、これは中小企業の振興に関する条例なので基本理念のところできちっと中小企業の振興はと、振興という言葉在省いたのは、どういうことで省いたのですか。

○仲田秀光観光商工部長 中小企業はというのは、実はここで中小企業を評価して、評価した上でその振興についてどうしますというふうに後段でつくってあるというのがこの沖縄県中小企業の振興に関する条例第3条のつくり方でございます。

○外間久子委員 私はこの基本理念の中で、最初からきちっと振興に関する条例なので基本理念というところの項目であればやはりもっと明確にここで中小企業の振興はこういうものですよ、こういうふうにやりますよということの振興という言葉、二文字を挿入すべきじゃないかと思うのですけれどもね。他の都道府県のところも私は見ましたよ。他の都道府県のものも取り寄せて見ましたよ、みんな振興が入っていますよ。何で省いたのですか。

○仲田秀光観光商工部長 省いてはないんですよ。沖縄県中小企業の振興に関する条例第3条での振興というのは中小企業の振興のことで、そこまでは中小企業を評価して、中小企業はこういうふうに評価されていると、沖縄県を支えているのだと。次いで振興についてはこうしますというのがこの沖縄県中小企業の振興に関する条例第3条のつくり方でございます。

○外間久子委員 ちょっと納得いかないんですけども、あとは沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条の基本方針の中で5項目述べられているのですが、経営基盤の強化を図ることということで先ほど観光商工部長は人材の育成も入れますと、人材の育成も含まれていますということを答弁の中でおっしゃられていたのですが、私はやはり中小企業の皆さんも県民からの声も今の沖縄県にとって人材を育てることだときちっと言われているだけに、皆さんの方針の中にもある。なぜ人材の育成もこの中にきちっと入れなかったのですか。経営基盤に統合させるということじゃなくて、きちっと人材育成という項目を県の

責任においてやりますということをやったべきじゃなかったのですか。

○仲田秀光観光商工部長 経営基盤というのはいろんな角度があるので、そういう具体的なものはそれぞれの解説の中で、この経営基盤というのは例えば人材育成だとか、そういう中身ですよということで十分に解説してまいります。

○外間久子委員 だからそういう他のところで含まれているということじゃなくて、要するにここの基本方針の中で、県が掲げる基本方針は—これからの人材育成は、県はこうやりますよとここできちっと、他のところで書くというのと基本方針の中で書くというのでは違いますよ。なぜ入れなかったのですか。

○仲田秀光観光商工部長 人材も必要だし、機械設備も必要だし、資金も必要だし、それぞれの具体的な項目についてはそのトータルとしての経営基盤ということでまずまとめて、あとは具体的な中身はこうですよということでの説明で、解説でやっていくと我々は進めていきます。

○外間久子委員 余り納得いかない。私は現場の皆さんはこれでは納得できないと思いますよ。本当に現場は納得したのですか。そこに人材の育成を入れなさいという要求があったんじゃないのですか。

○平良敏昭産業政策課長 今の沖縄県中小企業の振興に関する条例第6条の件ですが、外間委員のおっしゃるとおり人材育成というのは非常に重要であるし、それ以外にも新しい設備の導入とか、いろんな技術とか、いろいろ経営基盤をなす要素がございますので、個別の要素についてこの中では特に、そうしますと同じような項目をずらっと並べないといけないという問題もありますし、その法制上のいろんな条例をつくるときの形式とか、いろんなものがありまして、観光商工部長が説明したとおり、この中では経営基盤の中の1つと位置づけてあります。それは中小企業者等との意見交換の中でもそういう説明をして、特にこの部分に関しては異論はございませんでした。それで人材育成に関して言えば、私どもとしては財団法人沖縄県産業振興公社で、ビジネススクールあるいはベンチャースピリットということで、個人でもそういう新たなものをやりたいという場合に、そういう人材育成支援をやっているわけですが、これまでの人材育成はどちらかと言えば那覇市に出てきて受けなさいみたいな形になっているものですから、できればこの条例施行後、新年度からは一部については離島等にも出前講座的にできないか、時間外も含めて、中小企業者は昼

間だけに集まるというのはなかなか難しいケースもありますので、新たなこの条例を契機にそういう人材育成も離島等にも出向く形でやっていけないか、今そういう検討をさせております。

○外間久子委員 同じところの基本方針の中にいろいろ出ているのは、やはり私は中小企業の皆さん方が、今求めていることは県に対しては受注する機会をつくってほしいということ、それは皆さんも聞いていると思います。なぜその中に経営基盤の強化は図られているのに資金の調達、それよりも仕事受注の機会を与えてほしいというのが現場の声だと思うので、何でここに盛り込まなかったのですか。

○仲田秀光観光商工部長 受注機会の確保というのは個別の案件ととらえまして、我々県としては県内企業の優先発注とか、それから優先使用方針を出してこれまでやってきておりますので、そういうことで対応できるということで、特に受注機会ということは明文化はしていないということでございます。

○外間久子委員 でもこの要求というのは現場から強かったんじゃないのですか。私もいろいろ現場の皆さんの声も聞いて、それを上の方に上げたという話も聞いているのですけれども。だけど県内発注を優先していると言っても、中小企業の皆さん方に対するものというのは、県がやられている部分と今県の公共工事で県内発注を優先するというのと、中小企業の皆さん方とは違うんじゃないですか。だから中小企業の皆さん方に対する受注の機会というものを、きちっと県が責任を持ってさせるという方針は打ち出すべきじゃないかなと、今のこの時期であるだけに。

○平良敏昭産業政策課長 確かに受注機会の確保というのは中小企業にとりましては、外間委員のおっしゃるとおり非常に重要なことだと、当然私どもも認識しております。そのために中小企業の受注機会については、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針とかを定めて、毎年度その実績を各部からとりまとめて、いろんな形で発表したりもしています。また、一方で国の法律がございまして、これは官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律というものがございまして、これは予算の適正な使用に留意しつつ中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならないと。これは官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の第3条にありまして、第7条において地方公共団体は国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保

するために必要な施策を講じるよう努めなければならないと、ちゃんと法律で位置づけられておりますので、国の法律に位置づけられているのを県の条例であえて、上位法で位置づけられておりますので、この条例ではその経営基盤の強化の中の重要な施策と位置づけて、引き続き優先使用発注方針、基本方針ですね、そういうものに基づいて、県が行う公共事業等については引き続き十分にその優先発注ができるような取り組みをしていきたいと、そういう考えでございます。

○外間久子委員 やはりこれについては、きちっとその団体の皆さん方とも、一つの担保としてどうやるということは内々で話し合えますか。これは現場の皆さん、すごい強い要求だと思うのですよね。

○平良敏昭産業政策課長 おっしゃるとおり沖縄県中小企業家同友会の皆さんをはじめ、その優先発注については特に取り組んでほしいという要望がございました。したがって、先ほども申し上げましたとおり、当然その考えは我々も同じ考えでございますので、そういう取り組みをできるだけ引き続き気をつけながらやっていきたいと考えております。

○當山眞市副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案土地の処分について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 お手元の議案書平成20年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の60ページをお開きください。

乙第21号議案土地の処分についての概要について、御説明いたします。

この議案は、中城湾港新港地区工業用地の土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分する土地の概要は、1. 物件の所在地うるま市宇州崎7番6外57筆、2.

処分予定面積67万2739.06平方メートル、3. 処分予定価格179億6213万2902円、ただし、沖縄県特別自由貿易地域については沖縄県特別自由貿易地域の区域内の土地の減額譲渡に関する条例適用があります。

以上が、本議案の概要であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山眞市副委員長** 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

外間久子委員。

○**外間久子委員** 現在、この特別自由貿易地域の中はどのようにして減額で処分するのですか。これだけ見たらよく意味がわからない。前のものかなと思って聞いたら違うと言うし。

○**仲田秀光観光商工部長** 中城湾の土地造成で一般区域、特別自由貿易地域、そこの土地を売却するというので、既に売却もやっているわけでございますけれども、造成が平成18年度で完了したと。それで今までは土地を売却する場合には処分面積が2万平方メートル以上で、かつ予定価格が7000万円以上のときには県議会の議決をもらわないといけないと。そうすると、これまでは個別に2万平方メートルとか7000万円とかとなったときに県議会の議決をもらっていたのですが、もう土地の造成も終わったので、この土地を一括して2万平方メートル以上、7000万円以上という条件になるので一括して処分しますよと。ただし、処分するときの相手方はまだ決まっていないので、一応処分することについて議決を、同意をもらいたいということでございます。

○**外間久子委員** これは売るために造成したのですか。

○**仲田秀光観光商工部長** はい。一般工業用地、それから特別自由貿易地域ということで、企業誘致をするために造成してございます。

○**當山眞市副委員長** ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市副委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、観光商工部関係の請願平成19年第1号及び陳情平成16年第110号の2外16件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田秀光観光商工部長。

○**仲田秀光観光商工部長** 観光商工部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明申し上げます。

まず、お手元に配付しております処理方針の目次をごらんください。

観光商工部関係は継続請願1件、継続陳情16件、新規陳情1件となっております。

継続陳情16件のうち、13件につきましては前議会で説明した処理方針と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

修正のありました継続請願1件及び継続陳情3件について、御説明いたします。

修正のあった箇所は、見え消しと下線で表示しております。

1ページをお開きください。

請願平成19年第1号特別自由貿易地域の分譲価格を引き下げる県条例案に反対する請願について、御説明いたします。

下段の記述のとおり、条例施行後に金融機関等関係機関への地価評価や担保評価について、特段の配慮を要望したこと及び中城湾新港地区協議会等への条例施行への理解を求めたところであることから、その旨修正しております。

6ページをお開きください。

陳情平成17年第119号の2沖縄県の産業振興・中小企業政策に対する陳情について、御説明いたします。

9ページをお開きください。

上段の(1)の条例制定に係る陳情につきましては、今議会に沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)を上程中であるため、その旨訂正しております。

10ページをお開きください。

中段の(3)に記述のあります台湾におけるビジネスセミナーについては、

平成20年1月17日に開催しましたので、その旨時点修正しております。

24ページをお開きください。

陳情平成18年第112号在アルゼンチン沖縄県人移住100周年記念事業に関する陳情について、御説明いたします。

当該陳情については、平成20年度当初予算に計上を行っているので、その旨修正しております。

38ページをお開きください。

陳情平成19年第111号の2中小業者の経営振興の実現を目指す陳情について、御説明いたします。

中段の(1)の条例制定に係る陳情につきましては、今議会に沖縄県中小企業の振興に関する条例(案)を上程中であるため、その旨訂正しております。

続きまして、新規案件について御説明いたします。

42ページをお開きください。

陳情第29号第58回全国会員大会沖縄・那覇大会の成功に向けた支援決議を求める陳情、陳情者日本青年会議所沖縄地区協議会会長安里政晃、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

社団法人日本青年会議所は経済産業省所管の公益法人として、会員相互の啓発と交流を図り、公共心を養いながら、地域との協働により社会の発展に貢献することを目的として、修練、奉仕、友情を基本に活動している団体であります。日本青年会議所沖縄地区協議会は、県内10地区の青年会議所で構成され、日本青年会議所の下部組織として活動しているものであります。2009年10月に開催される同会議所の全国会員大会は、約2万人近い会員の参加が見込まれるとのことであり、本県への経済効果は大きいものと考えます。全国から多数の青年が参加され、同大会が成功しますことを期待しております。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○當山眞市副委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

外間久子委員。

○外間久子委員 新規の今の第29号の陳情ですが、社団法人日本青年会議所の大会ですが、県として後援団体とかになるというふうなことになるのですか。そうではないのですか。処理状況で期待しておりますということで終わりですか。

○仲田秀光観光商工部長 まだ具体的な県への支援という要請は来ておりませんが、例えば後援依頼だとか、そういうものがあればまた検討するということになると思います。

○外間久子委員 後援依頼があったら後援にこたえようということですか。

○仲田秀光観光商工部長 県に後援に係る規定がございますので、それに準じて対応していきたいということです。

○外間久子委員 この団体というのはいろいろ立場が違うので問題があるので、やはり県が一方的にここの後援団体をやるということには異議があるので、ちゃんと検討してくだされませんか。後援になること自体、ストレートにこれは後援しますということは、それはまたいろいろと県民からの声が出てくると思いますので、私はそこはやはりストレートに後援しますということは、やってほしくないと思いますので、その要望に沿っていただきたい。

○當山眞市副委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情平成18年第112号、アルゼンチンの記念事業ですね。これについては平成20年度の当初予算において計上しておりますということで、資料を見ると記念建設補助事業4000万円がありますが、これは何をどうつくるのですか。

○大城眞幸交流推進課長 4000万円はブラジルの2000万円とアルゼンチンの2000万円を合わせて伯亜移住100周年事業と計上されているかと思います。

○当銘勝雄委員 そうすると、確かに陳情平成18年第109号、これはまたブラジルからあるわけですね。これについての処理方針が全然さわられていない

ものだから、何でこれはこういうふうになったのですか。要するに、陳情平成18年第109号においてはブラジル沖縄県人移民100周年記念式典での諸行事に対しては、関係団体とも連携して協力していく考えでありますということになっているでしょう。だからそこら辺を僕は聞いたかったんですよね。何で陳情は別々なのにそういうふうになったのかを含めて、説明してください。

○仲田秀光観光商工部長 ブラジルについてはブラジル100周年記念国際交流センター、これについてはちょっと検討する必要があるということで、若干対応が違っているということでございます。国際交流センターについては引き続き検討するということが対応が違っているということです。

○当銘勝雄委員 いずれにしてもブラジルはまだそこら辺の中身が十分詰まっていはいないがやる方向ではあると受け取ってもよいですか。

○大城真幸交流推進課長 ブラジルはその後、県人会の方が見えて、いろいろ調整した結果、見直すと。この国際交流センターは大きすぎるということで移民記念資料館と見直しをして、その移民記念資料館であれば2000万円は計上しましょうということになりました。ただ、陳情そのものは、取り下げないでそのまま国際交流センターとなっていますので、その国際交流センターについては陳情の処理方針が変わっていないということで、こういうふうな書き方になっております。

○当銘勝雄委員 いずれにしましてもブラジルもアルゼンチンも移民100周年であるからには同じような補助事業を実施すべきだという観点から聞いているわけなので、いずれもブラジルだろうがアルゼンチンだろうが、例えばペルーであろうが、ペルーは終わったのですが、ポリビアであろうがそれは基本的には同じような対応をしていくべきだということは観光商工部長、確認できますか。

○仲田秀光観光商工部長 ちょっと処理方針の説明が十分ではなくて申し訳ありませんでしたけれども、いずれも移民100周年ということで、ブラジルについては移民記念資料館の建設での支援、それからアルゼンチンについては宿泊等施設を兼ねた建設に対する支援ということで、いずれにしても支援ということではあります。

○**當山眞市副委員長** ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 陳情番号は後で言いますけれども、例の恩納村の製土工場の件、その陳情内容はどうなっていますか。今の状況を説明してください。

○**仲田秀光観光商工部長** 恩納村の製土工場につきましては、現在壺屋陶器事業協同組合がそこに製土工場を設置しているわけですが、立ち退きということで恩納村から要望が出ているということで、立ち退きについてそれぞれ弁護士を立てて、今それぞれの主張を調整しているという段階で、まだ立ち退くとか立ち退かないとかという方向性は見えておりません。

○**吉田勝廣委員** 陳情平成19年第66号、28ページ。この処理方針には平成21年3月31日までに施設を明け渡してということであるんですけども、これはどうですか。両方にとって大変大きな問題なんでしょうね。例えば沖縄県の伝統工芸である陶器をどうするのかというのと、この沖縄科学技術大学院大学との関係でどうなのかというのといろいろあるものだから、関連があるものだから。それとこれは平成21年3月31日までで、今法廷で争っていて、恐らく県はどうするのかということで情勢を見守る以外にはないのかなと思ってはいるんですけども、これに関して県は見守るといふところしかないのですか。事情を何か聴取しているのですか、双方から何とかしたい、ああしたいというのは。

○**仲田秀光観光商工部長** 先ほど吉田委員が言った法廷まではまだ至ってなくて、弁護士を立てて主張をしているということです。まだ法廷までは至っておりません。県としてはそれぞれの団体に行って、主張を聞いて、その場も設定して、これは担当レベルではありますけれども、その折り合いと言うのですか、例えば移転補償とか何とか、どういうふうな対応ができるのかということでの調整は数回やっております。

○**吉田勝廣委員** この件については當山弘委員もよく議論していたのですが、僕はまた法廷までいったのかなと思って、そうすると余計ややこしくなるので。弁護士と弁護士の議論だったら、県がちょっと仲介に入って、いろいろと議論することの可能性も高いんだから、ある程度報酬も出してやったほうがよいのではないかなと思います。両方大変だと思いますよ、今話を聞いてみると。どうですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは県も県の弁護士に相談して、どんなふうな裁判の決着以前に調停でできないかとか、そういう方向性は探っております。ただ県の具体的な方針と言っても、なかなかそれぞれの補償の問題ですので、それはちょっと両方の言い分を聞きながらじゃないとちょっと調整できないなどということで、引き続きこの両者の歩み寄りを県としては期待しているところでございます。

○當山眞市副委員長 ほかに質疑はありませんか。

當山弘委員。

○當山弘委員 今のものと関連するので。壺屋陶器事業協同組合とも会っています、読谷村のやちむんの連中も全員会っています。実際に60%ぐらいが製土工場の土を使っているのですよ。この間の展示会するときにも行ってお会いしたら、ウリガーネーランネェ、ワッター、アンシ、やらないのとここまで意見があるのですよ。ですから今は制度の話で、例えば壺屋の皆さんに補助金を出して、恩納村でつくった時期に自分も正直言ってかかわっていたのでわかりますから。ところがもう一回、国の補助金でもって壺屋に補助金を出して、製土工場をつくるというのは補助金の制度ではできませんよね。それをどういうやり方をするのか。製土工場は絶対にやらないと、つくってあげないと、いけないわけですよ。ここら辺なんです。補償するのか、新たな制度、組織をつくって、そこに補助金を制度化して、それをつくっていくのか。県としての方針を沖縄科学技術大学院大学の形での補償をするのか。恩納村の職員にもお会いしています。これをいろんな話があるけれども、要するに陶土工場を沖縄県内にはどうしてもどこかにつくらないと大変なことになりますよと。これはもう知っているものですから、少し県の方針を聞きたいのですよ、考え方を。

○仲田秀光観光商工部長 それぞれが主体的にかかわっている話なんですね、県がこの施策を引っ張っていくようなものっていうのは、まず今の段階ではちょっと考えられない。それぞれが主張しているものをまずどこまで譲れるのか、どうお互いとその産業の振興を考えているか。恩納村は沖縄科学技術大学院大学、壺屋陶器事業協同組合は陶土とそれぞれが今主張し合っている段階なんですね、どこをどう歩み寄れるかっていう、お互いその寛容の精神が大事かなというのが私の考えでございます。

○**當山弘委員** 十分わかってるのは、この両方の裁判論争もありましてね、感情的に議論してるんだけど、そんな話を県の立場でね、製土工場を何とか残していく、どこかにでもいいから恩納村のどこかにでもいいです、どこでもいいわけですよ。それやっていかないと、今の製土工場が消えてしまったときに60%使っている土をですね、消えてしまったらヤチムンヤーは消えますよ。これをその立場に立ってですね、県が少し指導力も発揮してですね、恩納村とも協議して、やっていけないかという意味なんです。私が言ってるのは。でそれを、地元読谷村では約50社ぐらいヤチムンヤーがあるんですよ。でこのみなさん90%かかわりあるもんですから、この皆さんも泣いてるんですよ。ワッターヤアナー、ヤチムンヤーヤ、ヤミーラスンナーと、ここまで言ってるんです。やってるのはですね、土を自分でつくってるのは3カ所くらいですよ。50社のうち。こんな状態をしっかりと押さえて、恩納村と壺屋陶器事業協同組合の主張の話ばかりさせないでね、県として少ししっかりとまとめて製土工場をつくっていくという方針だけはやっていけませんかね。

○**仲田秀光観光商工部部長** いやこれは引き続きですね、両者の歩み寄りをまず、こういった対応できるかということが肝要だと認識しております。

○**當山弘委員** 話は終わりますけど、前向きに要するにそれやっていただきたい。これはもう単なる伝統工芸のヤチムンヤーだけの話にはならないですよ、超えていきますよ。観光客も今恐ろしいぐらいいるんですよ、そんな状態ですから、何らかの形で、大したお金じゃないですよ。製土工場やってるの3名の職員がやってるんですよ、たった3名で。土つくるのも、何も問題ないです。大したお金でもないんですよ。それを何らかの方法で、新たな補助金をつくるのか、そういう組織をつくっていくのか、皆さん今の補償の形を何らかの形でやるのか。何としても要するにこれを守っておかないと大変ですよと、私の意見としてしっかりと押さえていただきたいんです。以上です。

○**當山眞市副委員長** ほかに質疑はありませんか。
岸本恵光委員。

○**岸本恵光委員** 42ページの陳情第29号日本青年会議所の第58回全国会員大会ですが、これは全国で今会員は何名いるか知ってますか。かなりの会員数だと思いますが。

○仲田秀光観光商工部長 会員数は約4万人ということです。

○岸本恵光委員 かつては5万人ぐらいいたと思うんですがね、これは前にも沖縄で会員大会をやったと思いますが、わかりますか。

○平良敏昭産業政策課長 前回、こういう全国での会員大会があったかどうかはちょっと今のところ確認しておりません。

○岸本恵光委員 これは認識ないのは残念に思いますが、かつては那覇市の安謝の倉庫で大会をもったことがあると思うんですがね。参考までに申し上げますと、これは今の衆議院の予算委員長の鴻池さんが会頭の時にやったと思うんですけれども。ちょっと申し上げたいのはですね、やはりかなり大きな組織ですね、ボランティア組織でしかも、自己修練の組織なんですよ、と申しあげますのは、私もOBなもんですから、あえて申し上げるんですが、かなりいろんな面で社会活動を担ってる組織だと思いますし、例えば今現在も問題となっている北方領土の返還問題でも、ずっと以前から今まで続けてるんですよ、沖縄の返還問題ももちろんやりますが。そういう大事な組織でありますのでですね、これからやはり沖縄への1000万人を設けたあの入域観光客をふやす、沖縄県を全国にPRする、全国組織でありますので、これも大いに支援もしてですね、この大会は是非とも成功させていただきたいというようなことを私は申し上げたいんですが、どう思いますか。

○仲田秀光観光商工部長 その規模と産業というか企業にかかわっている方々ということですね、県としては大きなイベントでありますので、ぜひこの大会が成功するというふうなことを希望しておりますけれども、具体的な支援についてはまだ来ておりませんので、そういった内容が、来次第ですね、またどういった対応ができるかを検討していきたいと考えております。

○岸本恵光委員 これもまだまだ時間もって、1年もう何カ月もやってですね、まだこれからだとは思いますが、やはりこういうふうな全国で4万人以上の会員がいる組織があつて、繰り返しますけどボランティア組織、これまでかつてのいろいろな公式のある団体でありますのでですね、ぜひとも支援をして、この大会を成功してもらいたいと、以上希望を申し上げたいと思います。

○當山眞市副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○**當山眞市副委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○**砂川佳一委員長** 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。農林水産部関係の請願平成17年第1号及び陳情平成16年第145号外16件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

○**護得久友子農林水産部長** それでは、ただいまから農林水産部関係の請願及び陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

今委員会に付託されております請願案件は継続1件、陳情案件は継続15件、新規2件でございます。

それではお手元の陳情処理概要の27ページをお開きください。陳情第26号の2、件名は離島・過疎地域振興に関する陳情でございます。陳情者は、沖縄県離島振興協議会会長仲村三雄外1人であります。要旨につきましては、省略いたします。処理方針等について御説明いたします。

1. 宮古家畜保健衛生所多良間駐在獣医師の在続についてでございます。県においては、沖縄県行財政改革プランに基づき組織及び定員の見直しを実施しております。宮古家畜保健衛生所については、平成20年4月1日に多良間駐在獣医師1名を削減することとしております。今後の多良間村における家畜防疫衛生指導、畜産振興指導等については支障がないよう本所からの定期的な巡回指導で対応していきたいと考えております。

続いて、28ページをお開きください。2点目、さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業の実施についてでございます。宮古地域におけるさとうきびの生産は夏植えが収穫面積全体の約91%を占めてることから、今後、所得向上を図るためには一年一収の株出し面積の拡大と、単収向上が必要となっております。

す。しかしながら、株出し面積を拡大するためには、土壌害虫であるハリガネムシ等の防除が緊急の課題となっております。そのため、県では、平成19年度に県単独事業で新薬剤による防除実証展示圃50ヘクタール設置し、ハリガネムシの防除対策に取り組んでいるところであります。また、来間島においては、平成19年度からハリガネムシの性フェロモンを活用した交信攪乱法の技術確立に向けて、実証試験を実施しているところであります。

さらに、平成20年度からは国のサトウキビ害虫に対する新防除体系導入事業で、宮古地域を対象に新薬剤による本格的な防除と、性フェロモンを活用した交信攪乱法の実証試験を引き続き実施する計画であります。

続いて、29ページをお開きください。3点目、団体営ほ場整備事業及び畑地かんがい排水事業の予算確保についてでございます。宮古地域の農業生産基盤整備については、年次的にはほ場整備事業、かんがい排水事業等を推進しているところであります。県としましては、引き続き関係機関と連携し、予算の確保に努めてまいります。

4点目、製氷施設等の整備についてでございます。伊良部漁業協同組合の製氷施設は昭和53年度に製氷日産10トン、貯水30トンを新築し、昭和55年度には製氷日産10トンを増設し、製氷能力は日産20トンの規模となっております。国庫補助事業の制度上、施設の老朽化を理由とした再整備は採択できないこととなっております。なお、対象地域の氷の需要が増大し、施設規模能力をおおむね3割以上向上させる場合には補助の対象となりますが、現在のところ氷の需要は横ばいで補助事業による再整備は難しいものと考えております。

5点目でございます。西表島仲間川大富船着場の整備についてでございます。浮き栈橋の整備につきましては、同施設の漁業用施設としての位置づけ及び費用対効果の面から採択は困難であると考えております。

次に、陳情処理概要の30ページをお開きください。陳情第31号、件名は南大東漁港整備の拡充に関する陳情でございます。陳情者は、港川漁業協同組合、組合長玉城武光であります。要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針等について、御説明いたします。地区外、操業者が安全、安心と休息の場となれる施設を整備することについてでございますが、南大東漁港は平成元年度から漁船の避難、前進基地港として整備を進め、供用開始しているところであります。同漁港については、漁船がより安全に出入港できるよう、平成17年度から防波堤の整備を行っているところであります。さらに、平成20年度には、休憩所、トイレを整備する予定であります。南大東漁港は、北風の波の高いときには、漁船の出入港が厳しいことなどから、これに対応するため、平成19年12月北大東村の南海岸に同漁港の分港として、北大東地区を

漁港指定し、平成20年度に測量調査、平成21年度に工事着手の予定となっております。

2点目でございます。地区外操業船への安定的な氷の補給補充を備えた製氷機、貯水庫を整備拡充することについてでございます。南大東村の製氷施設については平成20年度水産業構造改善事業により、整備することとなっております。同施設については地区外船への供給も可能な規模となっております。以上が、農林水産部における請願及び陳情に係る処理方針でございます。

なお、陳情平成19年第161号の同組合代表者等が投資名目で集めた金の実態把握の部分につきましては、沖縄県警察本部生活保安課大城正人課長から説明をお願いいたします。

○大城正人県警生活保安課長 本委員会に付託されております陳情平成19年第161号のうち、企業組合沖縄ユーカリファーム代表者等が行った投資目的で集めた金の実態把握について、経過及び処理方針については、前回のおり変更ありません。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○砂川佳一委員長 農林水産課部長の説明を終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 新規の陳情第31号について、二、三伺います。南大東漁港整備の拡充に関する陳情であります。一般質問でも取り上げましたけれども、漁港整備が今南大東島で進んでおりまして、この冬場に北風を受けてなかなか入れない。これを北大東島で南側につくっていると。今着実に進めてることについては、高く評価をしております。

あと私はこの漁業基地としての整備をぜひお願いをするわけですがけれどもね、一般質問答弁でも地域からの要請を受けて、検討しますということでありました。それを受けて南大東島においては、製氷施設が進むという見通しになっているようではありますが、製氷施設以外の給油施設だとか、あるいは水揚げ

したこの保管施設などはどうなのか、そこら辺は把握しておりますか。あるいは要請などはないのか、お伺いします。

○金城明律水産課長 まず必要になってくると思われるのは、給油施設、それから、先ほどおっしゃっておられました冷蔵庫等でございますけれども、今のところまだ地元からそれを整備してほしいというふうな声は上がってきておりません。ちなみに現在給油はですね、タンクローリーで港まで回ってきてタンクローリーから給油をしていると聞いております。

○嶺井光委員 南大東島で今製氷施設をつくるというところまで進んでいるわけですね。これから北大東島が平成20年度で測量やって、平成21年度から着工と北大東島でも当然こういう機能施設をお願いするということになっていくだろうと思うんですけども、今南大東島で進めている製氷施設の建設場所はどこあたりですかね、漁港の近辺ですか。

○金城明律水産課長 南大東島の漁港内はですね、非常に塩害が厳しいということで地元ではその在所地区、あの集落の中でございますけれども、そちらでの建設を計画しているということでございます。

○嶺井光委員 南の島の方々っていうのはやっぱりこう集落地に近いところがいいという考えを聞いてます。ところがこの大東地区の漁港っていうのは沖縄本島からの操漁船も結構避難したりしてるわけですね。そうしますと漁港に入ってそこでその施設があれば物すごい便利なんですよ、ある意味では島の方々とよそから来る方々とのこの使い勝手の違いがあるんですが、そこら辺は県はどう受けておりますか。

○金城明律水産課長 いずれにしても漁船に氷を積むわけでございますので、地元船あるいは地区外船いずれにしても積む作業は全く同じになりますので、使い勝手に差はないだろうと思っております。それで私どもはですね、通常漁港の中に、効率的に氷が積めるような施設をつくってきたわけなんですけれども、今回地元ともよく相談したんですけども、とてもじゃないけどその今のより下の漁港のところですね、その塩害やらその波浪やらの影響で非常に耐用年数が落ちるということで、どうしても上につくらざるを得ないということでございます。

○嶺井光委員 沖縄本島から行く方々から言わせるとちょっと不便だなという声があるんですよ、だからといって内側にもあるいは漁港にというわけにはいかんでしょうけれども、これから進む北大東島においてはそういうところも配慮されるべきだと思っております。この辺はいかがですか。

○金城明律水産課長 現在、北大東島の整備の状況と言いますか、それがはつきりしませんけれども、私どもとしてはできるだけ漁業者の使い勝手がよいような場所につくるべきだと考えております。

○嶺井光委員 処理方針で製氷施設のことについては明確に述べておりますが、ほかの給油施設あるいは保冷库、その辺の見通しは。もう一度そこら辺は答弁されましたか。

○金城明律水産課長 実施する場合は当然、水産業構造改善事業で要望が上がってくるわけなんですけれども、現在のところ地元からはそういう要望は上がってきておりません。

○嶺井光委員 南大東村から上がっていないということですよ。

○金城明律水産課長 そのとおりでございます。

○嶺井光委員 今、燃料がすごく高騰していて、これは沖縄本島の方々の意見も結構聞いているんですけれども、向こうで保冷库とかそういうのがあればしばらく2回、3回、4回の操業を向こうでやって、あるいはまとめて送るということをするれば今のこの燃料高騰の時期も何とかしのげるんだがと。すぐに施設ができるわけじゃないんですけれども、理論的には将来そういう方向に進んでほしいなという要望があるんですよ。その辺は地元から要望がないということで今は県としては事業が進められないという考えはわかりますけれども、そういう水産業に携わっている皆さんの期待、要望と言いますか、そういうものにはどう答えていく道があるのか、お聞かせいただければと思います。

○金城明律水産課長 嶺井委員がおっしゃるような、沖縄本島地区から南大東島周辺で操業している漁業者等の声は、私どもにも漁業協同組合を通じて聞こえてきておりまして、例えば中心になっているのはソデイカなんですけれども、ソデイカも現在南大東島にも冷蔵庫があることはあるんです。そこで一たん保

管をして、定期船で那覇市に送っているという状況はあります。ただ、どのくらいの冷蔵庫を利用するという必要があるのかということについては、現在のところ全くわからない状況なんです。漁業者の話を聞いてみますと、たまたま漁獲があって、途中でしけてしまって、船が満杯にはならないけどとったソデイカの鮮度が落ちるのは困るので、少ないうちに那覇市に帰らなければいけない。そういう少ないのはとりあえず南大東島の冷蔵庫に入れて定期船で送るというやり方のようで、例えば予定どおり漁獲が上がったらそのまま那覇市に帰ってくるというような操業の仕方のごさいます。そうしますと、実際にどのくらいの冷蔵庫の容量ですね、何隻くらいがどのくらいの数量を保管するのかということについては現在把握できておりませんので、このあたりもちょっとアンケート調査等で把握をした上で検討していきたいと思っております。

○嶺井光委員 ぜひこの漁業基地としての機能が十分果たせるような体制を整えてもらいたいと思っております。今はどの程度の操業あるいは水揚げの量があるのかということは把握していないということですが、操業している方々、沖縄本島から行く方々の漁業者数とかそういうのは把握できるはずですから北大東島も整備されて、南大東島もできていくと、それ相当に操業が期待できますので、これは把握して北大東島ができるころには漁業基地としての機能が十分にできるように、調査もされて取り組んでいただきたいと思います。要望して終わります。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。

外間久子委員。

○外間久子委員 27ページの新規陳情第26号の2離島・過疎地域振興に関する陳情、第1項の処理方針の中で、多良間村における家畜防疫衛生指導員は本所から定期的に巡回して対応するということですが、現在の県内での衛生指導員というのは何名で、その本所というのは県全体のことを言っているのですか、それとも宮古島のことを言っているのか。

○砂川正幸畜産課長 ここで言っている本所というのは宮古家畜保健衛生所のことのごさいます。宮古家畜保健衛生所は総勢、所長、庶務を入れて9名の陣容のごさいます。そのうち所長、庶務を除く7名が獣医師になります。これが4月1日から1名減ということになります。県全体の数字は持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告したいと思います。

○外間久子委員 県の行財政改革プランに基づいて、県全体の家畜防疫衛生指導員が何名で、来年度はどれくらい減らされていくのか。その後を受けて本所の宮古地区においてはどれだけの定数削減なのか、その辺の見通しはどうなっていますか。

○砂川正幸畜産課長 沖縄県行財政改革プランは県庁全体の話でございまして、畜産家畜保健衛生所で何名とかそういうことではありませんで、たまたま宮古家畜保健衛生所が平成20年に1名シーリングの割り当てがあります。

○外間久子委員 県はそのまま沖縄県行財政改革プランは推進していきたくらいだと思いますし、その家畜防疫衛生指導員もやはり削減されてくるだろうと思いますよね。その辺皆さん方は全然ありませんという確信は持っていますか。沖縄県行財政改革プランによって家畜防疫衛生指導員が定員削減になるということはあり得ないのですか。その辺は農林水産部としてはどのように考えていますか。

○具志保豊農林水産企画課長 基本的に沖縄県行財政改革プランの定員見直しというのは各部にシーリングをかけて、その分については一応張りつけは本庁から幾ら、どこの事務所は幾らという感じで設定されていますけれども、ちょっと手元に持ち合わせておりません。

○外間久子委員 皆さんは手元に持っていなくて答えられないというのはぐあいが悪いと思うよ。ただ、本所から定期的な巡回指導で対応していきたいと処理方針がうたわれているのであれば、将来においてもこのような形で沖縄県行財政改革プランは出てくるのに、この形できちんとできますかということですよ。

○具志保豊農林水産企画課長 平成20年4月1日の削減幅は農林水産部では17名で、来年平成21年4月1日では同じく17名となっております。本庁、事務所ごとの削減割り当てはされていますけれども、どの職種あるいは獣医師なのか事務職なのか、その辺のところはまだ決定しておりません。

○外間久子委員 私が気になるのは、離島のまた離島である多良間村のことであるだけに、やはり本所から定期的な巡回指導を行うというような処理方針を

出しても、将来的に沖縄県行財政改革プランが行われて、家畜防疫衛生指導員が削減されて、実際はその対応が困難になっていくんじゃないかなと思うんですけども、その辺はやはり念頭に置いての処理方針ですか。そのようなこともあり得るわけでしょう。将来的には本所もなくなるかもしれないでしょう。宮古島にいる皆さんが宮古島の離島をみんな対応できるような状態ですか。

○砂川正幸畜産課長 外間委員が心配しているようなことは、現時点では全く考えておりません。これだけ家畜頭数があるわけですから、毎年1名減るといような極端な話は全くあり得ないと考えております。

○外間久子委員 砂川委員長も聞いていますから、地元でもきちんと監視してくださいね。やはり離島の皆さんが困らないようにちゃんとやっていただきたいということを要望したいと思います。

それから29ページですけれども、やはり団体営ほ場整備事業及び畑地かんがい排水事業の予算確保についても、引き続き関係機関と連携し、予算の確保に努めますということだけでも、見通しとしてはどうなんですか。来年はその辺できるということなんですか。予算の確保に努めるというのは、いつを見通してのことですか。

○知念武農地水利課長 外間委員がおっしゃったような形で平成20年度も要望にこたえられるような予算は確保してあります。

○外間久子委員 継続の陳情ですが、17ページの集中豪雨による農業被害の抜本的解決策及び被災農家への救済措置を求める陳情の件なんですけど、2月末の日曜日ですけれども、沖縄総合事務局の担当課長以下5名、6名ぐらいと共産党所属の衆議員も同行しての現場調査を行ってまいりましたけれども、結果的には沖縄総合事務局があそこの冠水というのはいろんな変化が出てきているんですよね。カメが産卵する海岸べりのずっと土手になっているところが変形ってきていて、地割れが出て、防潮林が少なくなっているという状態の変化に沖縄総合事務局もびっくりなさっていたんですが、そこではやはり地下水が原因だということは断言はできないけれども、現場を見せていく中でやはりその要因があるということのをそれなりにやはり私たちは感じてきたし、沖縄総合事務局も感じたんですよね。私は改めて皆さんももう一度あの現場の環境をもう少し調べてもらいたい。あの海岸べりというのは砂浜がずっと崩れているのは皆さんはつかんでいますか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 私どもも職員と一緒に現場を見ております。

○外間久子委員 現場を見たら変化が出ていますよね。変化が出ているのにはお気づきになりましたか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 はい、気づいております。

○外間久子委員 あの原因というのは何だと思えますか。皆さんはどのように判断なさったのか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 雨が降った後にそうなったのか、以前からそうだったのかというのはちょっと断言できませんけれども、何らかの影響はあったようには感じます。

○外間久子委員 皆さんはあの一帯の防潮林は以前とは違う。あの地下ダムをつくるときの防潮林の状態と、今現在が変化しているという実態というのは比較できるような実態はつかんでいなかったんですか。地下ダムをつくらない前の防潮林というのはどんな状態だったんですか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 詳細に地下ダムをつくる前というのはわかりませんが、地域の方から聞いた範囲でいろんなものを総合しますと、以前から水は流れているわけですよ。ですから、地下ダムをつくったことによるものだけとはちょっと考えにくいかなと思っております。

○外間久子委員 私が聞いているのは、要するに地下ダムをつくったときのあの一帯の防潮林と現在の防潮林に変化が出ているんじゃないか。要するに樹木そのものが少なくなっているんじゃないですか。地元の意見も聞いて、皆さんはあそこに土地改良事業をやるときに防潮林一帯というのは調査しているんでしょう。調査はしなかったんですか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 地下ダムをつくる前というのが詳細には私はわかりませんが、職員から聞いた範囲ではそんな大きな変化はないように聞いております。

○外間久子委員 もう少し皆さんは、今日は多分文化環境部へ前田議員が質問しているかと思いますが、やはりいずれにしてもその防潮林というのは地下ダムをつくるときのあの一帯の防潮林と地下ダムができた今現在の防潮林というのは地元のお年寄りの皆さんは全部なくなっている。そして地すべりをしている、アダンも少なくなっているという状態が起きている。その辺ではやはり水が流れてくるというのは、あの時代までは防潮林がちゃんと茂っていたけれども、地下ダムをつくってからというのは防潮林が少なくなっ、地すべりが起きてきているという状態だということをおっしゃっているんですよ。その辺の実態ももう一度地元の皆さんの意向も聞いて、もう一度調査をなさっていただけませんか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 外間委員のおっしゃるように、もう一度調査したいと思います。

○外間久子委員 あと1点ですが、やはりもう一度地元の皆さん方と、あの一帯の調査をやっていただきたいと思うんです。というのは、この前行ったときに井戸を見せてもらって、それなりにびっくりして地元の皆さんも来て説明したらうなずいていらっしやった。そういう井戸だとか、やはり地元の皆さんが、土地改良事業しない前と土地改良事業をした後、そして地下ダムができた後の変化というのは、やはり皆さん方が独自で調査をするんじゃなくて、そこに住んでいる地元の皆さん方と一緒に沖縄総合事務局がやったような形でもう一度調査をするという考えはありませんか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 私ども対策チームも立ち上げていますので、そのチームの中で地域の方と一緒に調査をしたいと思います。

○外間久子委員 その中で、私は結果的に地下ダムが大きな要因だと思う。私たちは調査の中で結果が出てきて、いずれ沖縄総合事務局は多分今月いっぱいには回答、資料を出してくださると思うんですが、やはり地下ダムということが大きな要因になっているので、もう一度皆さんが、県がそこに確信を持ってやれば地元の農家は救えるんですよ、国に対して。以前、平成11年度は補償しているんだから、ちゃんと。やはり地下ダムが原因でそこに冠水があったということで、そこをきちんともう少し県が国に物を言うという姿勢を堅持していただきたいと思うんです。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 はい。調査をいたしまして、外間委員がおっしゃるような結果であれば、それは当然私どもは申し入れたいと思います。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。
岸本恵光委員。

○岸本恵光委員 先ほどの多良間村の駐在獣医の件であります。現在の牛の頭数は何頭いますか。

○砂川正幸畜産課長 多良間村は3800頭でございます。

○岸本恵光委員 人口戸数は何世帯くらいありますか。

○砂川正幸畜産課長 肉用牛の農家戸数で121戸でございます。

○岸本恵光委員 なぜこれを聞くかと申し上げますと、他の地域でも畜産獣医の離島からの引き上げ関係もありますよね。そこで申し上げたいのは沖縄県の農業の粗収入の中で、かなり畜産がウェートを占めている。伸びてきているんですよ。それに対してやはり沖縄県行財政改革プランだからということで、皆さんは何に重点を置くか。そういう面で考えてもらわないと言いますと、これは私は別でも結構そういう打診があるということはもう他の方でも聞いているものですから申し上げるんですが、これに対しての基本的な考えを農林水産部長は持っていますか。

○護得久友子農林水産部長 駐在所がこれまで何カ所もあったんですけども、やはり各離島の家畜の状況を勘案しながら、今4カ所に家畜衛生所がございまして、この陣容でしっかり巡回、指導しながら今後やっていきたいと考えております。また、各肉用牛が多い離島につきましては、家畜共済組合の診療所がございまして、獣医師は一応駐在しておりますので、そこをしっかり連携をしながらやっていきたいと考えております。

○岸本恵光委員 今の粗収入は300億円余るでしょう。340億円、350億円くらいになりますでしょう。幾らですか。340億円、350億円と言われていますが、現在の畜産の粗収入は。

○砂川正幸畜産課長 畜産全体で平成18年は383億円でございます。

○岸本恵光委員 ですから、今の沖縄県は農業粗収入が1000億円を割ってから900億円ちょっとですよ。その中で、これだけの400億円近くの収入があるというのは大変なものじゃないですか。これは伸びてきたわけですよ。まだ可能性がある。特に沖縄県でいうところの繁殖牛あるいは肉用牛にしてもブランド化されて、非常に外国との太刀打ちは結局普通の場合は難しいということなんです。それだけよい品種がふえて、それで畜産の粗収入も上がっていると思うんですよ。ですから、私はそういうところにはもっと重点的に指導員もふやして、伸びる産業は伸ばしていかないといけないと思うんですよ。やはりよく聞く話ではブランドと言うんですが、ゴーヤブランドあるいはマンゴーブランドと言うんですが、マンゴーあたりも確かに何億円かの収入はありますよ。やはり全体的に見て、何が伸びているのか、何を伸ばす可能性があるのかと考えてやらないと、沖縄県の自立型経済構築云々と言われていきますよ。私がいつも言うのは、この産業の中で、本当に今の状態で第1次産業を守っていいのかということもいつも言うんですよ。何でもいいからとにかく伸びる産業を伸ばして、1000億円を突破させて、こうだと示さないで伸びる産業だけのことをブランド化と言っていますよね。全体の粗収入は伸びないですよ。ですから私は、離島で獣医を減らす傾向で、これは沖縄県行財政改革プランの中であるものですから、しっかりと農林水産部長を初め皆さんは考えて、これは絶対に減らしてはいけないと示すべきだということになりませんか、これは沖縄県の農業の粗収入は伸びてこないということが言いたいんですよ。そういうことがありますので、今後やはり人を減らすのが能じゃないと思うんですよ。伸ばさなければならぬところはふやしてやるのが大事だと申し上げておきたいと思います。

○護得久友子農林水産部長 やはり沖縄県全体の農業の中で、特に離島はさとうきびと肉用牛の輪作が非常に大事であります。そういうように今、非常に伸びるということで私たちもそういう体制でいきたいと思っております。現時点での配置につきまして、やはり各地域、沖縄本島を含めて各離島の家畜の頭数の状況を見ながら今回配置しておりますので、今後また地域で伸びてきたものに対しては、獣医をその地域にまたふやしていきたいと考えておりますので、その状況を見ながらそういった配置は考えていきたいと考えております。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 クワンソウの県外球根持ち出しについてこれは継続ですが、陳情平成18年第83号。そのときですね、皆さん法令上は厳しいというような処理方針を述べておられますが、私は何らかの方策を考えてね、基本的にそれができるような状況をつくるべきだということに対して前農林水産部長は、例えば意匠登録などしてのやり方も可能ではないかというようなことを言ってるが、処理方針は依然としてして変わってないんですが、その後どういうふうに検討されてきたか。糖業農産課長でもいいです。

○赤嶺勉糖業農産課長 その後ですね、生産実態調査ということで、今帰仁村外間、北から南までですね、南城市まで含めまして調査をしております。生産実態調査をしまして、それぞれの市町村からですね、サンプリングをしました。でサンプリングをして、現在農業研究センター名護支所のほうですね、育苗ハウスの中で増殖をしておいて、これからその品種特性調査ということで、花形あるいは花の色、そういうもろもろをですね、調査をしていこうということで現在、増殖中でございます。

○当銘勝雄委員 そうすると品種特性調査をやれば、そういった意匠登録みたいな形でのね、そういうものに移行できるという考え方ですか。

○赤嶺勉糖業農産課長 そうですね、品種の特性を調査しましてその中でですね、著しく違っていると他の品種とですね。そういうものは申請という形ですね、これからまた上部機関とも相談しながらですね、申請という形になろうかと思えます。

○当銘勝雄委員 このクワンソウだけじゃなくて薬草についてもね、これまあ大事なことでおすのでね、沖縄県の薬用作物といいますか。これすべてについてね、そういう考え方ね。要するに、沖縄のものをきちっと守ることが必要だと思おすんです。それは話が飛びますが、ゴーヤーだってね、全国展開する場合に、このゴーヤーの品種、群星とか汐風ね、これが盗まれないようにということで、結果的にF1で農家に出すということでやってきたわけですが、今はもう既に全く同じのがあるんだぞと僕らはどんどん言われるわけですよ。だから、そういうふうにな、これ守っていくということが大事でおすのでね、これ

きちっと進めてもらいたいと思います。

それから次はですね、新規陳情等104号。これは糸満の集中豪雨によるその農業被害の問題ですが、これについて、沈砂池等の機能回復をやってると言ってるんですが、我々がそこを見ていてですね、沈砂池ではどうにもならないんじゃないかというね、そういうような感じがするんです。そういうことですね、それよりもやはりきちっとしたね、その海への排水をですね、考えたほうがいいんじゃないかと。こういうことで考えていて、また地元の皆さん方もですね、そうじゃないといかんと。こういうことを大体言ってるわけですよ。ですから、それに向けて、去年の梅雨時期の台風時期の豪雨ですね、さらにまた今度あと一、二カ月もすると梅雨時期にも入るわけなんですね、そこら辺の対策が必要だと思うんですが、それはどういうふうにそこら辺の対策が進んでるんですか。

○大浜逸也農漁村基盤統括監 沈砂池等ですね、土砂がございますけども、土砂の排出につきましてはですね、平成19年度で1万2700立米とりました。これは1800万円ほどかかりましたけれども、今おっしゃるように、沈砂池だけではですね、この大きな災害には対応できないと考えておましてですね、前議会でも申し上げましたように、3つの案がございますので、この3つの案のうちどれをとるかっていうことを、地元の方と今相談をしながら進めてるところでございます。

○当銘勝雄委員 これについては、この陳情処理概要をつくったのは去年の8月でしょう。もうまたやがて1年経過することになるんですね、その話し合いをどんどん早く進めてね、これはそのままほっとかないで進めてもらいたいと思います。

それから次、新規の陳情第26号の2、先ほどの多良間村の獣医師の1名削減についてなんですけどね。先ほどいろいろと話がありましたので、やはりこれは特に宮古地区、八重山地区たまたま今宮古地区だけ出てるんですが、八重山地区についてもね、例えば竹富島であるとかあるいは波照間島とかね、結構肉用牛が生産盛んなんですよ。そこら辺は今どういうふうに今獣医師問題となっているのかね、そこら辺はどうなんですか。

○砂川正幸畜産課長 八重山地区は全部本所に職員は集中しております。あえて申し上げますけど離島における家畜の診療をですね、農業共済組合の家畜診療所がですね、一手に引き受けております。

多良間村においても、農業共済組合の獣医師が駐在しておりますが、家畜保健所というのは一切診療業務は行っておりません。

○当銘勝雄委員 これ基本的には家畜保健診療所というのはね、生産農家が負担をして、基本的に運営されているわけでしょう。そうすると県がだんだんそういうものを退いて行って、じゃあどうぞ農家のほうでやってくださいと。こういう方向になるんじゃないですか、どうですか。

○砂川正幸畜産課長 今おっしゃったように大部分の家畜はですね、農業共済組合に加入しておりますが、家畜の共済の場合は人間でいう生命保険と健康保険、2つに分かれておりますが、それぞれの保険に入っておりますので、共済組合の家畜診療所が見ることとなっております。

○当銘勝雄委員 そうするとあれですか、県の獣医師がやっていたものが、少なくとも減ってくるということは、この診療所が肩がわりするということになるわけですよね、ならない、じゃそれを説明してください。

○砂川正幸畜産課長 離島における駐在獣医師の役目はですね、一般的な指導業務でございまして、業務はですね、まったくダブっておりません。家畜診療所の獣医師とは。それで、効率的に地域を指導するために、本所に一括してですね、本所からの指導で対応したいと。畜産の場合は獣医師といえどもその家畜の防疫衛生のみならず改良増殖畜産環境対策。例えば基盤整備等への助言等多岐にわたっておりますが、駐在獣医師1名では到底対応できないわけがございまして、本所に戻して組織的に対応するのが、最も効率的な対応だと考えております。

○当銘勝雄委員 先ほど岸本委員からも質疑がありましたように、畜産の占めるウェイトっていうのは高いしね、特に肉用牛、肥育牛ですね、要するに石垣牛と言うブランドがあるわけですが、今県外のブランド牛でもね、もとをたどれば沖縄県内の牛がほとんどなんですよ、だからそういう意味でね、やはりこのきちっとした肉用牛生産振興をやっていかねばならないんじゃないかと思うんです。そういうことですね、これぜひ先ほどの質疑と一緒に、大事な事業ですので、生産振興ですので、頑張ってくださいと。こういうふうに思います。それからちょっと長くなるんですが、最後に同じ新規陳情第26号の2の2番目にですね、宮古地区におけるそのハリガネムシ防除ですね、交信

攪乱法の技術でやっていくと言ってるんですが、これのちょっと概要を説明してもらえますか。

○赤嶺勉糖業農産課長 ハリガネムシの性フェロモンによる交信攪乱の概要ということでございます。交信攪乱というのはその雄がですね、雌から出るフェロモンに寄ってくるというような性質を利用しまして、圃場中にですね、性フェロモンを多数出るとような仕組みを圃場内にチューブ等で配置しまして、雄のその雌に寄るその確率をですね、混乱させちゃうと、交信を攪乱しちゃうと。そういうことで、交尾率が低下しまして、結果的に産卵が少なくなり虫自体が減っていくというようなストーリーというふうなことでございます。

○当銘勝雄委員 そうするとこれは、現時点においては今は実証試験ということになるんですか。

○赤嶺勉糖業農産課長 交信攪乱については沖縄にはハリガネムシの正式名称はですね、オキナワカンシャクシコメツキというのとですね、それからサキシマカンシャクシコメツキと2種類の虫がございまして、オキナワカンシャクシコメツキのほうはですね、既に性フェロモンによる試験が確立されておりまして、実際にその南大東島等では、実証されていると。で先島、今回宮古のほうでございまして先島についてはまだ、性フェロモンによる誘殺というのが、まだ確立されていないということで実証中だというふうなとらえ方ということでございます。

○砂川佳一委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情平成19年第106号、これは伊是名村の問題ですね、これの今の状況どうなっていますかね。

○赤嶺勉糖業農産課長 伊是名村における本土大手の企業の誘致の件でございますが、現在伊是名村当局におきまして、3月11日に牧場誘致の是非を問う住民投票に関する条例というのを全会一致で可決をしております、牧場誘致による牛舎建設の是非を問うというようなとらえ方で住民意志の確認をしたいということでございます。で、投票は4月10日を予定してるということ聞いております。

○吉田勝廣委員 要するに、地域は反対して全体でどうするかっていうことだよね、結局はね。そうするとこれが通るとどういうことになりますか。条例がもし可決された場合はどういう状況になりますか。

○赤嶺勉糖業農産課長 住民投票につきましては、法的拘束力というのはないと聞いておりますし、伊是名村長が本土の大手の畜産企業を誘致するための、参考にするというようなとらえ方になるかと思えます。

○吉田勝廣委員 そうすると県の対応はどうなりますか。条例が可決されて伊是名村長がそれに基づいて村民の意見としては、可決された限り、そうすると県の対応はどういうことになります。

○赤嶺勉糖業農産課長 住民投票の結果を踏まえて、地元から何かアクションがあるかと思っています。そういう地元の判断を待ってですね、今後どうするかというのは判断をしたいと考えております。

○吉田勝廣委員 ちょっと遅いんじゃないですかね。大体、僕は今、もしという言葉を使ったんですけどね、もしと。それがイエスかノーかの場合でも、そういう判断を待って判断するということでしょうか、要するに。イエスでもノーでも。要するに、地元が反対して全体が賛成。そうすると地元はあくまでも反対を続けるわけですよ。逆にいうと、条例が通ろうが通るまいが法的拘束力はないわけだから。その時には県はどうするんですかといことを僕は聞いているんですがね、まあそれはそれでいいでしょう。

2点目はですよ、要するに平成17年の4月に伊是名村に要望書が出された。あれから3年経ちましたと。そうすると企業はですよ、企業の姿勢からすると、めども立たないものについて、いつまでもですね、恐らく企業としてはこういう事業に対してね、撤退をするかしないかとかそういう判断を求められると思うんです、ある意味では。先の見通しが立たないのにね、自分たちはこれに財政を投入するかとなるんですよ、必ずこれ。企業の判断としては。だから、私が言ってるのは伊是名村も地域もそういう意味を込めながら恐らく伊是名村の指導というか、指導性。県がそれを進めたならここに書いてあるでしょう。環境問題が発生しないように事業者に対して適切に指導してまいりますと。畜舎等の施設整備、管理に当たっては。だからこれは前提としてですね、進む方向ということでとらえて、環境問題が発生しないように事業者に対して適切な

指導をしたいということであれば積極的に出るのか出ないのか。あるいはまた、地域の事情に合わせてこれは問題があるというんだったら、それは環境問題から難しいとかそういう方向性は出さないと、いつまでも伊是名村の当局の判断を待つとか、あるいは地元のどうするかというの待つとか、そう言っているのかどうかと。もう3年経ったからですね、4年5年経ってもするのかどうかと、ある程度期限がないとだめじゃないのかっていうのが僕の意見なんです。

○護得久友子農林水産部長 牧場の誘致につきましては、やはり地元の判断というか、県のほうが言える立場ではございませんけど、それと関連しての対抗上の意見がございますけれど、やはりそれも含めて地元の合意形成が非常に重要だと私たちは思っておりますので、地元の合意形成がしっかりできて、もし牧場が誘致された場合はですね、しっかりその環境問題等含めて指導していきたいというふうなことでございます。

○吉田勝廣委員 先ほど、岸本委員も当銘委員もですね、それから粗収入に占める畜産は約380億ありますよと、畜産は有望ですよと、そういうことでしょう。だから、獣医師であるとか、いろんな問題点を先ほども答弁しているわけだから、その時2000頭の牛がふえることについては非常に畜産振興からみれば、よいことではないのかと、判断としては。要するに伊是名村当局が牧場誘致するかしないかは別として、畜産振興の立場からこれ検討して、やっぱりこうあるべきだとか、こうしたほうがいいのか、その方向性をある程度示さないと、これから補助金の申請とかいっぱいあるじゃないですか、クリアすべきことが。それを示さないと、伊是名村当局の意見を待っていますということだけでは、しょうがないんじゃないですかということ言ってるんですよ。

○護得久友子農林水産部長 今そういう畜産振興は非常に大事なことであります。各離島はやっぱりさとうきびと肉用牛の輪作ということで私たちは事務を進めたいと思っているんですけど、その島の中で反対意見があるということで、合意形成に至らないわけなんです。その辺はやはりそういった地域の全体がやはり一致した中で事業を進めるべきだと考えております。

○吉田勝廣委員 地元の合意形成ができないから住民投票を通すと、基本的には。さっきも言ったようにですね、それとまた水産事業の振興等も皆さんの役割ですよ。だから基本的にこれから反対はあったとしても、この島が自立経

済するためにはこれが必要なんだと。それで伊是名村民の皆さんもじゃあそうしようと。しかし地域には反対があると。それでもなおかつ畜産振興を進めなくちゃいけない立場に立てば、これは進めましょうと。そうでなければ、環境問題を重視して、地元地域の意見を尊重するならば、また仮に環境を重視してそれはやめようではないのかと。これはだから一地域住民の判断にまず任すのも結構だけでも、ある程度の方向性ですよ。畜産振興の立場なのか、水産振興の立場、環境問題なのかということは。ある程度見通し立てなければですよ、僕がさっき言ったように3年経って、4年経って、5年経って、じゃあ仮にこの企業は撤退すればまたそれでじゃあもういいねとかなるのか。せっかく企業が来たいと言うんだったら、畜産振興という立場からするとどうなるんですかと聞いてるわけですよ。僕はそこを聞いてるんですよ。僕は両方大事だと思うんですよ。ある意味では、アンビバレンスかもしれませんよ。そこを行政として、やっぱりこれから方向性をきちっとしないと。もう3年経ったから。あるいは4月10日に住民投票が出てきて、じゃあそこをどう判断するかとか。いろいろ出てくると思うんですよ、そういうの。それをあいまいにしていれば、いずれも長引きますよね。それじゃまた地域住民が余計分裂しますよ。だからそのところを、やっぱりきちっとその方向性を何らかの形で出すべきではないのかなと。これが私の意見です。

○護得久友子農林水産部長　やはり振興の観点からは今後じっくり各地も含めて畜産振興を進めていきたいと思うんですが、やはり伊是名村におきましてはそういうことで、島が二つに分かれて、賛成と反対になっております。私たちはあくまでも一やはり堆肥センターも含めてですね、地元の合意形成が一番重要であるということは常に要請の中でも、伊是名村のほうにも伝えておりますし、また要請がありましたら地元の皆さんにもそういうふうなことは伝えております。あくまでもやはり地元で決めるべきであると考えております。

○吉田勝廣委員　地元の合意形成ができないと検討してもだめなんだと。そういうことだったらいつまでも解決できないということの意味しますよ。わかりました。もういいです。

○砂川佳一委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○砂川佳一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、説明員退席)

○砂川佳一委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

休憩中に、まず議案の採決の順序及び方法について、御協議をお願いいたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法について協議)

○砂川佳一委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第16号議案沖縄県中小企業の振興に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○砂川佳一委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第21号議案土地の処分についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○砂川佳一委員長 意見、討論等なしと認めます。

これより、乙第21号議案土地の処分についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○砂川佳一委員長 挙手多数であります。

よって、乙第21号議案は可決されました。

休憩いたします。

休憩中に請願及び陳情の採決の順序及び方法について、御協議をお願いいたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○砂川佳一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情第29号を除く陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○砂川佳一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第29号を採決いたしますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○砂川佳一委員長 意見、討論等なしと認めます。

これより、陳情第29号を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本陳情は、採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○砂川佳一委員長 挙手多数であります。

よって、陳情第29号は採決されました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会の所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○砂川佳一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○砂川佳一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した陳情第29号第58回全国会員大会沖縄・那覇大会の成功に向けた支援決議を求める陳情は、支援決議を行ってほしいという願いの陳情でありますので、議員提出議案として全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議を提出するかどうかについて、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、全国会員大会の沖縄開催に関する支援決議を提出すること文案及び提出方法等について協議した結果、共産党所属委員から反対の意思表示があり、意見の一致を見ることができなかった。)

○砂川佳一委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 砂 川 佳 一

副 委 員 長 當 山 眞 市